

第十三回
国会

参議院法務・内閣・地方行政・労働連合委員会会議録第二号

昭和二十七年五月二十八日(水曜日)午
前十時三十三分開会

出席者は左の通り。

法務委員
委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
長谷山行毅君
岡部 常君
中山 福蔵君
内村 清次君
吉田 法晴君
片岡 文重君
羽仁 五郎君

内閣委員
委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君

地方行政委員
委員長 西郷吉之助君

理事 中田 吉雄君

労働委員
理事 安井 謙君
委員 村尾 重雄君

委員

木村 守江君
九鬼紋十郎君
菊川 孝夫君
重盛 壽治君
堀木 謙三君
堀 眞琴君

政府委員
国家地方警 齋藤 昇君
憲法部長官 龍野喜一郎君
法務部長官 佐藤 達夫君
法制意見長官 高辻 正己君
法務府法制意見第一局長 林 修三君
見第二局長 清原 邦一君
刑政長官 岡原 昌男君
法務府検務局長 吉河 光貞君
法務府特別 審査局長

法務府特別 審査局長 關 之君
法務府特別 審査局長 吉橋 敏雄君
事務局長 常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 眞道君
常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 福永興一郎君
常任委員 武井 群嗣君

本日開会に付した事件
○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より法務、内閣、地方行政、労働連合委員会を開きます。
本日は破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案の三案について質疑を行います。先般の委員長の中合せによりまして、大抵本日の午前中は内閣委員のかた、午後からは地方行政委員のかた、という予定で御質疑を願います。先ず中川君に発言を許します。

○中川幸平君 審議の参考にお聞きいたしたいのでありますが、昨日の新聞によりますと、朝鮮部落を急襲して五・一騒擾事件の主犯者を相当数捕縛したという報道があります。が、地方におきましては密造酒の元は殆んど朝鮮人であり、これらを検挙するにも非常な騒擾をともなうで惹起いたしておるのであります。これら朝鮮人の破壊活動状況を、当局においてもそれぞれお調べになつておること存じます。が、この機会にそれらの点を一応お調べがありましては御報告を頂きたいと思ふ次第であります。

○政府委員(吉橋敏雄君) お答えいたします。最近の我が国内における暴力主義的破壊活動の概況につきましては、去る四月の二十四日に衆議院法務委員会において特審局長から説明申し上げましたので、本日は時間の都合もありまして、これは端折りまして、これをプリントにしたものをお手許に配付いたすことにしまして、只今御質問の最近における在日朝鮮人運動の概況についてお答え申し上げます。内容につきましては、従来三百二十五号或いはアカハタ類の停刊等に基づく刑事手続によつて捜査押収した幾多の資料その他によりまして、客観的な資料に基づいて御報告申し上げたいと思ふ次第であります。

先ず在日朝鮮人運動の一般的動向についてであります。我が国に在留する朝鮮人は、最近の外国人登録令によりますれば約五十六万を数えるのであります。このほかに相当数の未登録者或いは密入国者が算せられるのであります。これらの朝鮮人は、故国の政治的対立の姿をそのままに現わしまして、即ち南朝鮮を支持する者と北朝鮮を支持する者とに分れておりまして、互いに対立抗争を深めておる状況でございます。即ち前者は在日大韓民国居留民団、即ち略称民団を組織いたしております。後者は在日日本朝鮮統一民主戦線、即ち略称民戦を中心とし、旧在日本朝鮮人連盟、略称朝連を系統とするところの各種団体を結成しております。後者の影響力が極めて優勢であるのであります。北朝鮮系は民戦及びその行動的役割を受持つております。在日本祖国防衛委員会、略称祖防と共に全国的組織を拡大強化いたしまして、韓国に対する国連軍の軍事援助を帝国主義的な祖國侵略であるといひまして、これに対する妨害的な宣伝に出で、或いは強制送還反対、日韓会談粉砕、民族教育の確立等を問題に捉えまして大衆闘争を繰返しておるのであります。特に最近反権力闘争と称しまして、警察、検察庁、特審局、税務署等の治安機関に対する暴力犯を惹起いたしております。去る三月一日の朝鮮革命記念日前後には、広島、大阪等全国各地に亘つて四十数件に上る暴力犯を続発せしめておるのであります。この傾向は一部共産主義者のいわゆる軍事方針に呼応いたしまして、武装闘争の戦術に出ているもの

十台を破壊、炎上させる等の暴行をいたしたのであります。この間に朝鮮人の行動は組織的に行われ、指揮者によつて指導され、巧みに群衆に混在して警察隊に投石し或いは側面から奇襲戦法に出るなど、いわゆる軍事方針の実行と見られるものがありまして、あらかじめ計画的に行われたものと考えられるのであります。そのほか三月一日の革命記念日前後全国に起きた暴行事件は三十七件、又三月四日、三月十二日、三月三十日等にも全国各地に同じような火燭びん、パンク板、その他の兇器を使用したところの暴力事犯が多数に起きておるのであります。このような暴力行為の攻撃手段にも催涙ガス、火燭びん、パンク板、それから人糞の投入等の襲撃が特に目立つてあります。神戸平和大会のデモに際しましては多数の竹槍があらかじめ準備され、その他各地において拳銃や火薬の製造、隠匿等の情報とか、或いは国防隊員によるところのバルチザン戦法の訓練のために、静岡県下において相当長期の全国的訓練が行われた等の情報を初めとして、各地にこの種の訓練教育が行われた形跡がありまして、日々現われる暴力事件の相続と対照して考えますならば、誠に看過しがたいものがあるものであります。このようない日朝鮮人左翼分子の運動は、武装革命のコースへのテスト・ケースであり、一面権力機関に対する神経戦の効果と取締企図を牽制し、更に人民革命への勢力結集を狙つたものと考えられるのであります。そのほか在日朝鮮人団体は、機関紙活動を活発に全国的に打ち出して、現在において数百種類に上るこの種機関紙類が配付されてい

る事実があります。これらの文書の内容は、特に強制送還並びに国籍強要反対闘争等に関する扇動記事、或いは朝鮮戦線における各種事態に関する宣伝記事、或いは再軍備反対、反植民地闘争、宣伝記事等が紙面の大部分を占める状況であります。

以上申し上げました事実から推測いたしますと、在日朝鮮人左翼分子の一連の暴力主義的破壊活動は、内乱や武装暴動の必要性を常に主張、強調し、その実現のための暴力行使を扇動するこれらの不穏文書並びに一部急進的な共産主義者らの提唱し、実践しつつあるところのいわゆる軍事方針とは深い関連性を持つておりまして、いずれも全国的に秘密に組織された団体によつて指導推進されているとの疑いを深めざるを得ないのであります。以上を以て御報告を終わります。

○補見義男君 委員長にお伺いします。連合委員会内閣委員としていろいろ御質疑申上げたことがあるのであります。法務総裁は御出席になりますか。

○委員長(小野義夫君) 出ることになつております。法務総裁が来られる前に、事務的な今の例え説明若しくはその他について御質問のあるかたは内閣委員のかたに限つて御自由に……。

○補見義男君 内閣委員といたしましては、法律上の専門的な御検討は法務委員のかたへが専門的な立場からおやりになつていと思ひますので、主としてそういう立場を離れた内閣委員としての立場からいろいろ法務総裁に伺いたいと思ひますので、若し法務総裁がお見えにならないとするならば、お見えになるまで内閣委員としては質問を保留しておきたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) それでは法務総裁が見えましてから、補見君に発言を願ひます。

○補見義男君 破防法外二件につきまして法務委員会におかれましては御検討になつておることでございます。法務委員のかたへに今後更に十分の御検討をお願いすることにいたしました。私は主として内閣委員としての立場から若干の質疑をいたしたいと思ひますのであります。従つて、その意味からいたしまして御質疑申上げますこととあります。主としてこの機構に関する点であります。その機構に関する質疑に入ります前に、ただ一点だけ破防法第三條に關連いたしまして、基本的な問題についてお伺いしておきたいのであります。

即ち第三條の第一項の一口の文書、図画の問題であります。この問題は、扇動の問題と共に言論の自由、追、権利の侵害の虞れあるものとして最も論議の対象になつておる問題の一つであります。いろいろの批判のうちの一つとして、いわゆる民主主義の下においては、且つ民主主義を伸ばして行くためには、言論の自由は得ざる限り尊重せられねばならず、又言論に対しては言論を以て対抗すべきであつて、直接それ自体には何らの危険性のない文書そのものを取締の対象とするのは、扇動及びこの條文における表現を容易ならしめるための認定が結局取締側に存することからいたしましても、濫用の危険を生じ、延いて言論の自由を圧迫侵害の虞れありとする批判

があることは御承知の通りでありまして、この批判につきましては一面相當の理由あると考えられるのであります。が、この批判に對し政府の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 補見委員の只今の御質問に對してお答えいたします。もとより言論の自由は最大限にこれは許すべきであらうと考えております。併しながら言論の自由といふのももとより無制限のものではないのであります。その言論によつて日本の基本的秩序が破壊されるようなことにならざるを得ないものは、これは御同意であらうと考えます。そこでこの第三條についていろいろ御議論もありませんが、これは私は絶対に言論の自由を束縛するものではないと確信して疑わないのであります。申しますのは、これらの規定によりまして何を目標としておるかといふことを十分にこれは考えなければならぬのであります。この言論の絞りと申しまして、先ず以て刑法の七十七條内乱の罪、七十八條の内乱の予備、陰謀、七十九條の内乱の幫助、これは申すまでもなく国家の根本秩序を破壊し又破壊せんとする行為でありまして、かような行為の一日も許すことのできないのは当然であります。かような兇惡なる犯罪を教唆し扇動するといふようなことは、これは國家治安の面から見まして規制しなければならぬことは当然であります。文書にいたしましても、ただ徒らに言論を抑圧するといふわけのものでもなく、かような行為の実現を容易ならしむるためにこの実現の正当性及び必要性を

主張した文書を対象といたしておるのであります。正當に言論をなす者に対しては何ら規制の対象としておりません。ただ、今申し上げる通りに、國家の根本的秩序を破壊するといふようなことに關して、その実現性を容易ならしめるその目的でさうな行為の正當性、必要性を記載する文書、これを対象にいたしておるのであります。普通に我々は行われておる文書その他言論について多少ともさうな干渉するような危険といふものは毛頭もないのであります。この点についてははつきりとその目的を絞りに絞つて、かような破壊的危険性のある行為について、さうなことの實現を容易ならしめるために必要性を説いたり或いはその正當性を説いたりする、さうな文書を取締りをする、こういうのでありますから、言論の自由を抑圧すべき何らの危険性もなければ、又この破防法についてさうなものを対象とするものでもないといふことを申し上げたいのであります。

○補見義男君 多少これは余談に亘るようなことを申上げるかも知れませんが、実はこの扇動といふものの認定とか、或いはここに書いてある「實現を容易ならしめるため」といふものの認定とか、こういうものは今申上げたように取締當局が最終的には認定することになる。そこで余談と申上げたのは、まあ法務総裁初め政府側のかたは、こういうものの対象になつたことは御経験はないわけなんですね。心配する向きは、例えば治安警察法とか治安維持法とか、そういう法律の対象になつたかたへとか或いは機関において特にその危険の念が深い。そこで一番心

配するのは、今法務総裁のおつしやるようなことをそのままつと聞きま

す、これは法務総裁の今お述べになつた、何人もこれについて心配しない、又特に取締当局としての上層部の

かたの円満に達した常識からすれば、そういう心配はないが、そうじやなしに、取締の第一線に立つ、これはまあ本当か嘘か知りませんが、例えば早大事件でも五・一の復讐だとか或いは何だかだとかいうようなことが新聞にも出ておりましたが、そういうような非常識な第一線の連中の取締の対象になり、又濫用の危惧も非常に心配するわけなんですね。従つてそういう観点から今のこの濫用の虞れある向きに對する濫用せざる保障の方法といふのはどういふ方法をお考えになつておるのですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今の御懸念は御尤もであると思ひます。私自身は治安維持法にひつかつたわけでもないし、又取締られたわけもありませんが、友人その他親戚の者にして不幸にしてそういうものにひつかつた例をしばしば聞くのであります。そこで我々はこの法案を作成するについで、そういうようないさくも懸念を持つようなことがあり、又さようなことがあつてはならんというところに深き考慮を及ぼしたのであります。御承知の通り治安維持法におきましては全くこの法案と対象を異にしてあります。これは全然違ふのであります。これはもう皆さん御存じのことであらうと思ひます。併しその運用においてどうするかというのを我々も同様心配する。そこでこの法案の対象は、今申し上げましたように極めて嚴格にきめておるの

であります。これが第一点です。これを漠とすれば、そこに濫用の余地が多分にある。そういうことであつてはいかんというので、その対象を極めて嚴格にここに絞つておることが一つと、それから一つは今官憲が濫りにこれを認定しちや困る、御尤であります。そこでさようなことのないように考慮を払つておるのであります。御承知の通り治安維持法におきましてはいわゆるそのまゝ司法警察官が認定して検事局に持つて行くというやうなやり方やつておつた。そこに世間から大きな一つの疑惑を抱かれ、又実際の取締方についで不信の点があつたのであります。そこでこの法案におきましては先ず第一に、勿論さうなことが行われなかつたかといふ調査は調査官がやることは無論のことでありま

す。併しながらそれに対してさうなことがあつたとして問題になつた場合において、先ずその本人について十分に弁解の余地を與へたい、これでありま

す。この法案を御覽下されば極めて明瞭でありますが、十三條に「当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内の限りに、弁解の期日に出席して、公安調査庁長官の指定する公安調査庁の職員に對し、事実及び証拠につき意見を述べ、これはいさくも調査官が集めた資料がありま

すから、その資料に對して十分な弁解を與へさせる。而もなおこれに對して反對に有利な証拠も提出させてやる。かういふことになつてお

ります。而もそれ以上十四條におきまして、この目的の対象になりました団体において五名以内の立会人を選擇することができ

る。これはこの取調について實際自分のほうから有

利な証拠を出しなす。その証拠について取調をやるのであります。その際に五人の立会人を自分で選擇する。これは官選のものじやないの

であります。次に対象となつた当該団体において五人の立会人を選擇して、而もその弁解の期日には立会人のほかに新聞、通信、報道の事業の取材業務に従事する者は傍聴させる、この規定を置いたものであります。ここで十分な弁解の機会を與へ、又自分に有利な証拠を提出させて、而もそれに対して任意の立会人を選ん

で、不都合のないやうにこれは監視させる、かういふ建前をとつておるの

であります。而もここで手続が終りますと、更にこれはいさくも公安審査委員会といふものに持つて参ります。公安審査委員会は、これは獨立の何らの制限も受けることなく、公正な見解を以てこの事件について如何に処置するかといふことの最後の判断をさせるわけでありま

す。かような建前をとつて、いさくも行き過ぎのないやうにといふ十分な考慮を払つてお

ります。而もこの最終的決定に對して異議があれば、これは普通の司法裁判所に提訴できる、かういふことにして

お

りますから、濫用の点は極度に防止する建前になつてお

ります。

○楠見義男君 只今お述べになりましたことの前提としての内閣罪における定義の問題について若干伺ひたいのであります。それは朝憲案という言葉の意味、内容であります。これは申上げるまでもないことなんです、時代の推移によつてこの朝憲案の内容といふものはおのずから變つて来るわけ

で、従つて私も学生時代に刑法で習つた、旧憲法当時においては、新兵、

新しい兵隊に告ぐといふ論文を出して、その中に、諸君は單純なる殺人兵器に化してはいかん、又自由を束縛された奴隷に化してはいかん、大いに羊なることをやめて積極的に自分たちの主張を通せと、かういふやうなことを書いてお

る。それは直ちに我が國憲において統治大權の活動上必要欠くべからざるものとして設けられた軍備の制度を破壊するものであるといふことを教わつたことがあるのであります。が、そういうふうには、勿論これは旧憲法当時であつて、今の憲法の下においては、これはどういふことは當然朝憲案に當らんとお

思ひます。新憲法の下においては、その朝憲案として現に政府のほうでお考えになつておる具体的な内容といひますか、それはどういふことをお考えになつてお

りますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り旧憲法下と新憲法下においてこの朝憲案といふことについての意義は變つて来べきものであると考えております。そこで旧憲法下におきましては、一番新しい判例として御承知の通りあの神戶兵隊事件であります。あれに對して昭和十六年に大審院の判決がありました。あれも多少参考になると

思ひます。あれを見ますと、いわゆるこの朝憲案といふのは國家の基本的秩序を破壊する行為である。具体的にあの事件に取上げられたのは、内閣の閣員を暗殺して、そうして代るべき内閣を作らせよう、かういふことなのであります。ところがそれは判例によりますと、朝憲案にはならん。朝憲案といふのはいさくも内閣制度その

ものを破壊するのである。当該の内閣員を殺してはかの人をして内閣を組織せしめるといふことは、これは殺人罪にはなるだらうけれども、内閣自体の制度をこわすことではない。従つてこれは朝憲案にはならん、かういふ判決になつてお

ります。これは私は尤もだらうと思ひます。新憲法下におきましても、この國家基本秩序といふことについては變りはないと思ひます。先ず差當り考えられることは、いさくも憲法に認められた基本制度、今申します内閣制度或いは裁判制度、議會制度、この憲法に認められた國家の基本制度を、これを破壊しようといふことが、これが朝憲案に私にはなると、さう考えてお

ります。

○楠見義男君 次に破防法の第二十四條第二項に關連してお伺ひしたいのであります。破防法第四條又は第六條の処分は、これを司法權の決定に任して、行政權の決定に任すべきでないという議論が一部にござ

います。これは一応の論議はあると思ひますが、政府の説明によりますと、先ず以てその治安の直接の責任者である行政政府が処分をして、第二段として司法機關が最終的に訴えの提起を待つて決定するといふことは必ずしも三權分立の趣旨に反するものではないと、かういふやうにしてお

られます。一応のことを前提として考えました場合においても、行政事件訴訟特例法第十條の規定により、總理大臣の異議申立によつて裁判所の執行停止処分に対する介入はどういふものであらうか。即ち公安審査委員会といふやうな特別の司法機關類似のものによつてされた決定に對する第二段階のものとしての最終的

な司法機関たる裁判所の措置に對し、更にここで行政府が介入するといふことは、これこそ三權分立を昏迷に陥れるものではないかと思ふのでありますが、その點に對する御意見は如何なものですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく國家の秩序維持の任に當つておるは行政府であります。行政府が全責任を負つてその任務をいたさなければならぬと思ひます。そうして、かような危險な暴力的破壞的團體を規制するかどうかといふことは、行政府たる政府の責任において先ず以てやるべき問題であります。その規制に對して不服があつたときに初めてこの裁判所がこれに介入して行く。それは私は三權分立の建前を堅持する上において必要であらうと思ひますので、いきなりこれが裁判権に行くといふことはむしろ三權分立を混淆するものであらうと考へておる次第であります。と申しますのは、申すまでもなく裁判所という機能は、先ず争ひの事件を解決すべきこととがその建前であることは當然のことなんであります。これは裁判所法にも規定されておるのであります。勿論特別の法律を以て定めた事項については、裁判所に属すべきことになつておりますが、裁判所本来の使命は、いわゆる事が起つた場合にその事件について裁判をする。こういう建前であります。

上本来の私は委たろうと、こう考へる。そこで裁判所に訴え、事件となる。その場合にその処分に對して仮処分の決定を求める、そうして裁判所で仮処分の決定をした。ここにおいて行政事件訴訟特例法において總理大臣がそれに対して異議の申立をする。この異議の申立をするとは、これは裁判所に介入するのではないかと御議論であります。一応さうに考へ得ることであり得る。併しながらこの總理大臣の介入といふものは、これは行政事件訴訟特例法にも明記してありますように、いわゆる國家の公共的福祉という大きな観点からこれを考察してその処分の取消を請求するのであります。で、やたらに總理大臣が介入するわけではない。いわゆる國家的見地から、これが果して公共の福祉に副うか副わないか、こういう仮処分の決定は公共の福祉に反するものであると見地から判断してかような異議の申立をするのであります。やたらにすべきものではないのであります。私はその點について濫用の虞れはないと思ひます。而もこの法案におきまして、何といたしまして裁判を迅速にやるといふことは、その結末を早くつけるといふことであります。申すまでもなく非常に最近に遺憾のことであり得るが、裁判所の審理は十分に進捗いたしておりません。こういう事件についても、成るだけ裁判所の審理を迅速にやらせて、そうして結末を早くつけさせるといふ考慮からしまして、百日以内に片付けなければならぬといふような規定まで設けたわけであり得る。

○補見義男君 その前段の、先ず以て直接の責任者である行政府が取上げて行くといふことについての問題はいろいろ議論がありますが、一応その御説明になつたことを是認したものとしまして、そうして私只今申上げたような質問をしておるのであります。そこで具體的に、その問題について問題が生じ、そうして裁判所に訴える。その場合に又且つ總理大臣が行政事件訴訟特例法第十條に基いて介入するといふことに、私はその場合には三權分立の問題について相當重大な問題があるのではないかと、こういう意味の質問であります。といふことは、結局總理大臣が介入する場合も、この特例法で規定しておるように「公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞のあるとき」といふ場合、こういうことになつておるのであります。が、この公共の福祉に重大な影響があるかどうかといふことの認定は、裁判所自体もそれができる。従つて執行停止の命令は、この但書によつて裁判所自体も、公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞れがあると認めた場合には執行停止の命令をしない、こういうことになつておるわけであり得る。そこで重ねて申し上げますように、公安審査委員会というやうな特殊の司法機關的な機關によつて先ず以てそれができない。それによつて生じた紛議を最終的に司法裁判所がやる。こういうときに更に又行政府の長である總理大臣が介入するといふことは、いよ／＼この三權分立がこの段階において紛糾を來たす虞れがありやしないか、こういうことなんであり得るが、その點をもう一度お伺ひしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) そこでこの總理大臣の介入の點であります。が、總理大臣は裁判に介入するわけじやない。これはもう裁判に介入するといふやうな事態は、これはとんでもないこととす。裁判では、この裁判によつて果してその決定が正しいかどうかといふことを最終的に裁判所が定めるのであります。その裁判について總理大臣は毛頭も介入するわけじやありません。ただ一時の仮処分の事件について、總理大臣がこの停止決定が果して公共の福祉の見地から見ると困るという場合に發動するのであります。而もその總理大臣の異議の申立について、裁判所において理由が欠けておるといふことであれば、裁判所では恐らくその總理大臣の異議の申立に對しても取消さないこともあり得るだらうと私は考へておるのであります。絶対的の介入といふことにはならぬと私は考へております。

○補見義男君 この問題はこれ以上にありますと意見の相違になります。が、今の最後にお述べになつた、この總理大臣が理由を明示して異議を申立てる、この場合の理由について、その理由ありやなしやといふことについては、これは裁判所で更に決定をするとか、こういうことになつておるのをごさいますか。

○政府委員(佐藤達夫君) その點に關しましては、現在の行政事件訴訟特例法の解釈問題にも關連いたしますけれども、この一つの考え方としては、執行停止の処分が裁判所で行われる前に、この異議の申立があり得る場合には、完全に裁判所は拘束されてしまふといふことであります。その執行停止が行われなかつたあとに異議の申立があり得る場合には、これは裁判所に對する法的の拘束力は持たないもので、裁判所が今の取消権を持つておりますから、その取消権の發動を促すといふ作用を営むのであつて、それによつて裁判所は取消すのが適當であると考へればそれを取消すといふやうな結論になるやうなまあ考へが成り立つわけであり得る。今まで最高裁判所の判例は出ておりませんが、高等裁判所の判例あたりではさういふやうな態度をとつておるのがあります。それから學者の中には、これはもう事前たると事後たると問はず、例えば事後の場合におきまして執行停止の後に總理大臣が異議を申立てた、その場合に異議の申立によつて執行停止の処分は當然に効力を失ふのだといふやうな解釈をとつておる人もあります。その點に今触れて總論もお答えになつたわけであり得るけれども、そうして裁判所の態度としては今ちよつと触れましたやうなことで、事後の分は必ずしも拘束はされない、事前の分は拘束されるといふところであらうと考へたわけであり得る。

○補見義男君 そうすると法制意見長官にお伺ひしますが、事前に申出た場合には裁判所を拘束する、こういうことになると、その點ではこれは司法権に對する行政権の介入といふことの虞れはないのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) この問題は御承知の通り例の昭和二十三年の、當時の内閣は何内閣でありましたか、現に平野事件といふのがありまして、平野事件のときに政府のやつた措置に對して、裁判所のほうで、あの當時はまだ行政事件訴訟特例法がございませんでしたから、民事訴訟法の原理を準用いたしまして、そうして仮処分をやつたわけですから、それに対して政府とし

○楠見義男君 最後にもう一点だけ、これは公安審査委員の身分の独立性、この安定保持という問題に関連し、お伺いをいたしましたのでありますが、これは申すまでもなく、この委員会

恒久的なそして又特殊の独立行政機関
のようなものであります。従つてこの
公安審査委員会設置法の第三條に規定
してあるように、これらの委員は「独
立して職務を行う」ということになつ
てゐる。そこでこういう委員のかた
がたはほかに重要な……今お述べにな
つたような人々を選ぶという
場合に、このほかの重要な仕事を持つ
ておつて、そして片手間にこの独立行
政機関的な仕事をやるということ
についてはどうかという懸念もあるわ
けであります。特にこの事案がかか
つて来たときに出て来て、そして委員
補佐の補佐を受け、或いは調査官の提
出した書類を見て、そしてそのときに
きめて行くという、こういうような片
手間なことでは私は如何かと思うので
あります。従つて独立性を保持し、
又その身分の安定を保持して行くとい
う上からいっても非常勤でなしに常勤
的に、そして又常に委員のかたはは
問題についての勉強も続けてやつてお
られると、普通の裁判所の裁判官のよ
うな立場に置くことがむしろこの審査
委員会を公正に自主的に、委員補佐等
或いはそれらの他の補佐機関に左右さ
れることなくしに、むしろ積極的な、自
主的な決定が得られるのではないかと、
こういうふうに思ふのであります。特
にそれを非常勤にされたという理由
はどういう点にあるのでしょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今補見さ
んの仰せになつたようなことは一応考
えたのであります。ところがこれは二
つ考え方があつたんです。一つはこ
ういふ事件はそうたび／＼あるべきも
のではない、従つてこれを常勤にして置
くと、その人はこの事件のためにほか
の職務につけんということでありま
す。で、このためこういう人材を得ら
れないという考え方があります。二つ
には、今のところは重複することにな
りますが、非常勤でありますこと、相
当の範囲に人材を求めることができ
る。常勤で置くということから申し
て、甚だ恐縮であります。従来委員
会制度を見ましても、全く常勤の委
員会でありまして、そこへ入り込ん
で来たという人が相当多いのです
ね。いわゆる平易な言葉で売り込みが
随分あります。非常勤であれば、相当
な職についておつて、何であれは立派
な人が、それじやそういう何とか面倒
を見ようという希望者もあること
と私は思つております。それで広い
範囲から立派な人に来てもらうには非
常勤にするのがいいじやないか、こ
う考へて立案した次第であります。

○補見委員(小野義夫君) 一つだけ、これは小さ
いことなんです。政府委員のかたは
お伺いしたいのですが、公安審査委員
会設置法の第二條の二号に「収入金を
徴収し」とあるのですが、この審査委
員会はどういう面からどういふ金を徴
収するのでしょうか。
○政府委員(關之君) お答えいたしま
す。これは会計法上、例えば新聞紙の
ごときはその片限りで、処分してやる
ことができるというふうになつてゐる
ようであります。そこで一般の局の権
限の中にこういうことが全部挙げてや
つておられることと存じます。今のよ
うな事例があるからといつて、一般の
立法例に従ひましてかような「収入金
を徴収し」といふことを書いたものであ
ります。それだけの点であります。
○委員長(小野義夫君) ちよつと申上
げますが、こういう午前中の予定がで
きておりますけれども、本日は内閣の
かた／＼に午後御発言をして頂くこ
とにしたいと思ひます。それで時間が
余つた場合に地方行政の委員のかたの
御発言を、若しなれば二十九日の朝
から地方行政のかたの御意見を聞く、
こういうふうにしたほうが審議が順調
に行くと思ひますから……
○和田博雄君 それでは私は午後から
にして頂きたい。午前中だと言いま
すから待つておつたんですが、若しも午
後から発言が許されるならば私は午後
から……
○委員長(小野義夫君) それではこれ
にて休憩いたします。
午前十一時五十分休憩
午後一時三十分開会
○委員長(小野義夫君) 午前中に引続き
連合委員会を開いたします。
先ず成瀬君に御発言をお願いします。
○成瀬治君 法務総裁にお伺いま
すが、四月七日に「破壊活動防止法案
の概要」といふので法務府が出された
資料に基いて若干お尋ねしたいと思
ひます。この三行目の終りの所に、「現
在行われているのが国内の一部分子の
団体組織による危険な暴力主義的破壊
活動のためである」といふような点、
或いは二頁の終りのほうに、「今日の
行われている国家社会に対する破壊活
動の最も特質であり、しかも又その故
に危険性も大きいのは、いふまでもな
くその活動が、団体組織の力によつて
行われている」といふことである。こ
ういふふうなまあ断定的にここに書い
てあるわけですが、ここであらう
ところの一部分子の団体組織による危

険な暴力主義的破壊活動のためにこ
ういふことがあるのだからこの法案を作
るのだというふうなことがここに書い
てあるわけですが、具体的に断定して
おられるわけですから、あなたのほう
に具体的な名前がわかつておると思
ひますが、具体的な一つ団体名をここ
でお知らせを願ひたい。
○政府委員(關之君) お答えいたしま
す。法務府から出した「破壊活動
防止法案の概要」と申します説明書き
の中にお尋ねのような記事を書いてお
るのであります。この事実につきまし
てはすでにお手許に提出いたしました
各種の資料に基きましてそのような疑
いを深めざるを得ないのでありまし
て、さういふ疑いを持つ事実をそこに
認めまして、そのことをここにさうい
ふ意味において書いた次第でありま
す。
○成瀬治君 疑いを持つ事実の、私
はその団体名を聞いておるので。そ
ういふ団体名があると書いてあるの
から、その団体の名前は何という名前
かというのを聞いておるので。
○政府委員(關之君) この団体の実
体、その内容の具体的な点につきまし
ては、目下私もどこまでお尋ねの
進めでおるのでありますが、お尋ねの
ような団体名、その他詳細の点までは
まだ判明いたしてないような次第で
ございまして。
○成瀬治君 そうするとこれは、こ
こに書いてある、断定的に表現されて
おるといふことは、お説になければ
私はわかると思うのですが、ここに書
いてあることは嘘なんですか、今調査
中なんですか。
○政府委員(吉河光貞君) お答えいた

します。法務総裁の破壊活動防止法案
に関する提案理由におきまして、か
ような団体が存在することを疑わざる
を得ないというように申上げておる次
第でありまして、どうぞさういふ意味
を以ちまして御了承願ひたいと思ひま
す。
○成瀬治君 私は法務総裁の提案理
由は、さういふふうには書いてあること
は了承いたしております。併しここに
書いてあるこの概要は断定をしておら
れるからそこに食い違ひがあるわけ
です。だから私はそれで何つておるの
です。
○政府委員(吉河光貞君) 具体的な証
拠を以ちまして、団体の具体的な実
体的な内容を裏証し得るというふうな最
終の結論にはまだ到達していないので
あります。各般の客観的な資料によ
りまして、かような団体が存在して活
動を続けておることを疑わざるを得な
いという意味におきまして、御審議の
資料に、各種の客観的な資料の写しを差
上げたわけでありまして。
○成瀬治君 わかりました。それで
は疑いを持つておられるところの団体
の名前をお聞きますのは私は如何かと
は存じますけれども、若し差支えがな
ければ、ここで一つ御発表を私はお願
ひしたいと思ひます。
○政府委員(吉河光貞君) 御承知のよ
うにこの団体は各種の文書によりまし
て、党といふ言葉を使つておるのであ
ります。この党といふ名前を以ちま
して第四回全国協議会を開催したと称
せられ、又第二十回中央委員会を開催
したと称せられ、更には昨年の十月第
五回全国協議会を開催せられたと称せ
られ、さういふ会議において決定され

員会において十分な調査をそこでやつて決定をさせる。こういうことになりますれば、両面からいつてこの法案の運用は先ず濫用される危険はない、こう考へておる次第であります。

○成瀬権治君 まあそういうことがないのだから自分はそこはやつていいなかつた、こういうふうにして承していいわけですね。

○国務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく、その審査委員会において決定されますその決定についての当否は結局裁判所において判定されることになるのでありますから、この法については私は十分の手当はできると、こう考へておるのであります。

○成瀬権治君 これはやはり治安維持法が拡大解釈されて非常に遺憾であつたということはこの中にも私は認められておると思ふのです。従つてこういうことがあつて、前にも苦い経験があり、実際先ほど申しましたように、憲法の解釈すら動いて来ておるといふやうなことについて何らの手配もなく、ただ公安審査会においてそういうものが行なわれるのだというの、私は法務総裁は絶えず基本的人権を守ることについてはやぶさかでないといふことをおつしやるかたにしては少し不備じやないか、その点が心配であるから、公聴会の意見などもやはりそこに集約されていると思ふ。ですからこれは少し知恵がなかつたといふことを思ふわけですが、何か法制局のほうでこういうものに對してやつて行きたいけれども、それを入れるとどうも工合が悪いのでできない、技術的にできないのだといふのでこういうところに来たのか、そうじゃなくて、そんなことは問題でな

しに出されたのか、立法のほうの御意見を一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御推測の通り、我々の立場といたしましては、法律を立案するに於いては、殊にかような性質のものにつきましては御懸念のなような事態のないようにといふことを常に念頭において條文を作つておるわけでありまして、従いまして過去において或いは測らずも新聞に出ましたやうなものからお比べになりますれば、その努力のあとと十分認め願へると思ふのであります。殊に今御引例になりました治安維持法などとお比べになりますれば、これは一目全く体裁において違つており、如何に事細かにこの法案が規律を設けておるかといふことは事實の問題として御認識願へると思ふのであります。これは人間のやる業でございますからして、或いは我々がたまたま能力を持つておらないかも知れません。或いは人間の業として客観的に見てこれ以上のものができないといふ御判定が願へれば誠に幸いでありまして、最大限の能力を盡して正確なる精密なる條文を作つたといふことだけは申上げ得るのであります。

○成瀬権治君 私もしろ／＼な意見があるのです。例えば細かいところを言へば、証拠書類として出した、ところがそれは不必要なものは却下していいといふことを言へば、あなたのおつしやることと私は逆な方向がこの中に謳われておるのじやないか。ですからそういうことは法務委員会のほうでいろいろ追及されると思ひますからその点は議論にとどめまして、話が入り組めますが、例えばメーデー事件の問題

について、あれは騒擾罪で取調べられているやうであります。私はい／＼な意見もあると思ひますが、こういう見方もできると思ふのです。あそこへデモ隊が入つて行つた。そうして警官がいたのであつたが、警官がいなかつたら騒擾事件にならなかつた。一役大きな主役を警官が買つておる。それでい／＼な点においてそういうふうな場面がくりかへされて来るが、そういうやうなものに對してどういふ見解をとつておられるか。その辺のところも一つ御意見として承わりたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は只今の御意見とは多少そのメーデーについての見解を異にしております。これはいづれ事實によつて明白になるだらうと思ひます。あの場合に或る意圖を持つてやられておつたといふことは私は言へるだらうと思ふ。殊に相当ないわゆる武器に類するものを携帯したまはしてやつておるのでありますから、あの場合に若しも警官が防止しなかつたならば、どういふ事態が起きるかといふことはおよそ想像できるだらうと私はこう考へております。これが普通の騒擾といふふうな偶発的に行つたものとはその本質を異にしておるのじやないか、こう考へますので、その点につきましては今折角檢察庁において事實を調べておられますから、どういふ結果が出ますか知りませんが、およそこれは普通の偶発的なものではない、こう考へております。

○成瀬権治君 このことについてはまだ機会があるだらうと思ひますからや

その次にこういうやうな場合はどういふことになるのですか、国鉄の諸君が賃上げを一つやろう。ところがストライキ権は實際與えられていない、そこで一つ汽車のよく見通しのきく所で組合員の人が十人ばかりレールの上で座り込むと、あとになつて機関車が行つてみたらわかるわけですが、そこで機関助手がそれを発見して汽車をとめた、そうするとここにい／＼な私はそこを退くとか退かないとかいふ、レールにしがみつくとか何とかいふことがあつて、仮に汽車がとまつてしまつたといふやうな問題になつたとき、これはどんなふうに取り扱われるか、それは今言つたやうな目的は破防法に對してやるのではなくて、こういうやうな若し假法律ができて、これはい

かん、労働三法もいかにいふと、賃金問題とからみ合つてレールにしがみついて動かなくなつたといふやうな場合はどういふふうに取り扱われるのか、承わりたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) さやうなところが仮にあるといたしまして、この法案の對象にならんと考へておられます。これはもとより初めから団体の意思決定によつてあの汽車を転覆させよう、或いはあの工場に火をつけろといふやうな明白な決定がありまして、その決定に基づいて団体が動いた場合に初めてその對象になるのであります。今のような引用されました例は決してこの法案の對象にはならんと私は確言できるわけでありまして、

○成瀬権治君 その場合に個人はそれではどういふ名前前で以て……、大体今のやうな場合はおわかりにならないかも知れませんが……、個人はその場合にどういふ名前前で処罰されるのですか、これはどういふ對象になるのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねのやうな設例は、十人ぐらゐの者がそこにおつて今お尋ねのやうな行為をした、その個人につきましては刑法の百二十五條の往來危険の罪が成立するのではないかと考へております。個人的な責任をそこで負うといふことに相成るかと思ふのであります。

○成瀬権治君 次にこの法案の概要の十項の終りのほうに「公安調査庁の職員については、特別な施設を設けて、十分な教養訓練を與えらるゝ」と、その職務の執行については、厳格な準則を定め、特別な制度を設けて監察を行い、」といふことが書いてあるわけですが、これは今後私は準則としていろいろなものをおきめになると思ひますが、若しこれについてどういふことを出されておるわけですから、若し構想がありましてならば、私はこの際承わりたいと思ふのであります。

○政府委員(關之君) お答えいたしました。お尋ねの点につきましては、まだ具體的に條文的な形式を以て今考へておりませんが、この法案の施行に當りましては、一切この調査上或いは職務の執行についての嚴重な準則を作成いたしましたして、それを職員に守らせたいと思ふのであります。又同時に特別な部局を設けまして、監察もいたさせまして、職員の過がないやうにいたしたいと、かように計画しておるところであります。

○成瀬権治君 その監察、これは私の承わりたい点は、例えばあなたの方の職員で、任命されておる人で會計の監察を行うやうなことではなく、あなた

のほうの任命権ではなくて、何かほかの人を雇うてその監察を行わせるような、例えば任命権をこの公安調査庁長官が握つておるとか、或いは都課長が握つておる以外の人を依頼してそういう制度を設けられるのか、中の人でそういうことをやらせようとしておるのか、その点を聞きたいのです。

○政府委員(關之君) この説明書に書きました私どもの考えは、私どもの公安調査庁の中にそのような特別の係を置きまして監察をいたしたい、かように考へておるわけでありませう。なおこのような制度は現在警察或いは経済関係の調査庁にもあるのであります。全く上長官直屬の一つの係を設けまして、それ相當の權威を持たせて行わせない、かように考へております。

なおそのほかにここで附加えて御説明いたしたい点は、全国に今回において約二千、任命が完了いたしますれば一万から二万程度の人権擁護委員というものが各村にまで置かれることに相成るわけでありませう。これに在野の弁護士のかたが主になつておりまして、その他教育界その他方々における相當の有識多識のかたにお願いいたすわけになつておるわけでありませう。このかたに公安調査官の職務の執行について犯罪となり、或いは懲戒の事項に亘るようなことは申すまでもなく、それ以外の不当な措置或いは迷惑になるというようなことについても御注意を頂くような措置を講じまして、職員が行動について遺憾なきを期したいと、かように考へておる次第であります。

○成瀬權治君 私もその人権擁護委員のことについては了承いたしましたの

ですが、その際お伺ひしたい点は、ただ人権擁護委員がこういうことがあつたんだと言つて、併しこの法案に謳われておるよう、証憑書類としてそういうものは必要だといつて審査官のかたが否定すれば却下になつてしまふというふうな制度の人権擁護委員の監察制度を設けても無意味だと思ひますが、その点についても具体的なものをお考えになつておればもう少しお聞かせ願ひたいと思ふ。

○政府委員(關之君) 今人権擁護委員に關連してのお話でございまして、それからその關連について私どもは次のように考へておるわけでありませう。それが犯罪でありますれば、勿論私法上でも然るべき措置をとる、或いは人権擁護委員のほうから告発されるようなこともあるかと思ふのであります。又懲戒に値するやうな事項でありますれば私のほうで然るべき措置をとります。そしてそれのほうに回答を申上げ、又それに當らない、もう少し輕微なことがあるかも知れないのであります。それにつきましても或いはその職員に対する訓戒とか或いはそのポストの変更であるとか、種々な適當な措置をとります。その委員のほうにも納得の行く御援助をいたしたいと、かように考へておる次第であります。

○成瀬權治君 先ほど補見委員も触れておられた問題でございませうが、例の委員の政黨所屬の問題でございませうが、例えば同一政黨に云々と、二人になつておるのですが、私は木村法務總裁は自由黨に屬しておられないが、併し私はやはり自由黨のかただと思ふ。そういうところで非常におかしいことになると思ふ。ですからこんなことを

謳つたつておよそ無意味なことだと思ふのです。そういうふうなことにいつてはどんな見解をとつておられますか、私は承りたいと思ひます。これをどういふふうに譲られた、政黨というものを指しておられる以上は、申正な公平なものでなければならぬのだという立場に立つておつて、而も今言つたやうに木村法務總裁を私は自由黨だと思ふ。誰が見ても自由黨人だと思つしやる。そういうふうな区切りの点で、若し委員を任命されるのに、大野さんは自由黨、木村さんは自由黨に所屬しておらんから同一政黨ではないのだというやうな観点に立つことも可能だと思ふ。併しよそから見れば同じだと思ふ。そういうやうな点についてどのような見解を持つておられますか。

○國務大臣(木村憲太郎君) 結局はその委員は公正に判断をする能力があり、又世間から見ても成るほどの人ならば間違いないというやうな人を国会において選んで頂く、こういう建前をとつております。いやしくも公正な人であつてもこれが政黨員であれば、仮に本人が公正なことをやつておつても色眼鏡を以て見られる。私は自由黨員ではない、私は公正にやつておるつもりでも、あなたが自由黨員だといふ疑いもあるかも知れない。従つて幾ら公正な人であつても黨派に關係があれば色眼鏡を以て見られるという虞れがありますので、いろ／＼な観点からさうな疑惑を抱かれないかたから選びたい。但しこの二名だけは政黨員であつても差支えない。その根本は、公正に独自の見解を以て判断をして頂く有識者になつて頂く、こういう考へ方でありませう。

○成瀬權治君 その次に細かい点ですが、法の第十一條に「通知」ということがございませうが、「期日の七日前までに」ということがございませうが、この七日前というものは、本人に到着したの言うのか、官庁がその手紙をポストに出されたその日附を指すのか、その点を明確にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(關之君) お尋ねの点は、第十一條の一項は通知の實體的なものを規定したのでありますが、それをどうして行かうかというやうな問題は、二項に「前項の通知は、官報で公示して行ふ。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとす。」といふことで、官報に公示いたしますと、その公示した日から七日後に通知があつたものと、一相成るわけでありませう。

○成瀬權治君 そうすると本人とかそういう者に対しては全然通知はしないわけですか、官報だけでいいですか。

○政府委員(關之君) その点につきましては第三項におきまして、「当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示の外、これに通知書を送付しなければならぬ」といふことで、両方からその当該団体にさういふ処分をするからという通知が届くやうにしておるわけでありませう。

○成瀬權治君 そうすると七日という日には、通知書を送付しなければならぬといふことと關係があると思ふから、いつやるか、今聞きすると発送の日附のやうですね、そうですね。

或いは御疑問を抱くことも御尤もかと思ふのでありますが、要するに一項の通知の手続は二項によりまして官報で公示して行ふ。手紙を出すのか或いは官報で公示するのか、この建前のうち官報で公示して行ふという措置をとつておるわけでありませう。そしてその官報で公示した日から七日を経過したときに通知があつたものとす。この七日を経過したときに通知があるわけでありませう。そういたしますと第一項に關するに解釈いたしますと、七日までに当該団体に解散処分理由のこれ／＼を通知しなければならぬ。従つて官報に一応公示いたしますと七日で切れる。通知があつて七日から、今一週間たちましたときに第一項の問題が出て来るわけでありませう。

○成瀬權治君 この間海野さんの公述を私は聞いておつたわけですが、あのときに海野さんが言われたのは、こういうやうな意味かと私は……、若し違ふならばあのときの速記録でやらなければならぬと思ふのですが、やはりよそへ行つてお見えになつたときに、海野さんが葬式に参列して弔詞を述べたといふやうなことが情報としてあつて、その警官、警部補が海野さんに対して「じかに聞いた。さういふことをやつてゐるんだと言われたんですが、さういふやうなことを今實際問題として特審局や何かでさういふやうなことをやつてゐられるのございませうか。」

○政府委員(吉光光貞君) さういふことはやつておりませう。私のほうの職員にはさういふことをやらせておりませう。

○成瀬權治君 そうすると警察のほうでやつてゐるわけですか。

○政府委員(吉河光貞君) 私のほうは

いろ／＼な情報を国民各界、各層から集めるのでありますが、この情報の角度を検討し、その真偽を、大体情報活動として判定する場合におきましては、特別な技術上の問題がございまして、それに基いてやるわけであります。

○成瀬権治君 そうするとこれは警察がやっていると、これは法務総裁……警察はこういうことをやらせておられるわけですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 海野君がいつのことを言われたのかは私にはわかりませんが、若しもさような事実がありとすれば恐らく警察だろーと思ひます。調査官はさようなことは絶対にやるべきものではない、又やらせておりません。

○成瀬権治君 警察にはそういう情報を取って歩くような、そういう仕事をやらせておられるのかどうか、その点はどうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 我々はさような命令を出したこともない、又指示したこともありません。

○成瀬権治君 これはそういうふうにおつしやれば、これは私も警官が独自の立場においてやられたか、或いは恐らくこの前の東大事件のときなんかでも、署長云々ということがあつたように聞いておりましたが、この問題はそれとして、併し事実をいうことが行われているというところは私も総裁は知つておいてもらわなくちやいかんと思ひます。

う。そうしてこういうものに対しては私はやつぱり行過ぎた点もあると思ひますから、私は早い機会においてそういうことのないような私は何らかの方途を講じて頂くことをここでお願いしておきます。

公安調査庁の法案のほうで、この警官とこの公安調査官との関係なんです、いろいろと出された資料を讀みますと、調査官が強制的な執行権を或いは捜査権を持つことは非常に悪いことである。だからそういうことはとめてあるのだというところは私も了解いたします。捜査をする場合に立会うんだとか何とかいうことが、防止法案の二十九條に「司法警察官が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行つて押収、搜索及び検証に立ち會うことが出来る。」これを私はどういふふうにいひたいかと、そういうことはやらないと資料で、そういうことはやらないのだということがありますが、併し實際には私は公安調査官のほうで、若しかするとやらせるといふような立場が考えられると思ひます。裏を返せば……そういうふうなものに対しては何らかのやうなことに對しては検討をされて、そういうことがないのだというやうなことを言ひ切るあなたに確信があるのかないのか。或いは確信があるとなれば、中に裏付的な文法というやうなものがあるのかどうか、私これをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。公安調査官のほうで犯罪ありとするやうな端緒を握りました場合には、正々堂々警察官に告発いたしましたして、所要の捜査を警察官の自主的責任において遂行して頂くというふうな考へております。警察官のみならず檢察官におきましても告発いたします。そうして捜査を開始して頂くというふうな考へております。それ以上に警察や檢察、檢察官のやりになる捜査につきましては指図がましいことを言つたり、或いは指揮命令をすることは絶対にやるべき立場でもなく、又でき得る建前でもないと思ひております。これは飽くまで両者の協力によつてお互にその権限を侵さずにやつて行きたいと思ひてゐるわけでありまして。

○成瀬権治君 その点については、又私は法務委員会でもやることにして、次に公安調査庁研修所の問題についてお伺ひしますが、大体どんな御予定でございましょうか、例えば定員はこれくらいだとか、或いは研修の期間はこれくらいだとか、或いは教官はこんなことをする、或いは教科内容はこんなものだというやうなことに對して一応何か構想がございまして承わりたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。まだこの研修所の予算の金額が確定いたしておりませんが、私どもとしては、希望をいたしまして、研修につきましては極めて嚴格に充實した研修をやりたい、で、実務上の情報、技術、それから調査技術並びに所管法令の解説等につきましては幹部職員がみずからこれに當ると同時に、広く民間から各界の有識のかたを講師としてお迎えいたしまして、偏しない立場で基礎的な識見について十分な教養をして頂きたい。で、何よりも先ず民主主義というものについてはずきりとしたラインを打ち込みたいということ考へております。と同時に十分その

取扱う対象について、相当しつかりした学識、経験と申しますか、識見を與えなければならぬ。めつたやたらに人を色眼鏡で見に行くというやうなことは相済まない、十分その点についての基礎的な知識も供與して行きたい、かように考へております。まだ具体的な構想としてきまつておりませんが、この研修を重点にしてやつて行きたい、かように考へております。

○成瀬権治君 誠に結構な構想でおありのようですが、そういう場合には、例えば学校の參觀というやうなことは許されるのかどうか、こういうことはもう絶対に秘密主義で閉ざされるのか、研修所の問題については、そんなことについてはどんなふうにお考へですか。

○政府委員(吉河光貞君) この研修資料で、まあその例もいろ／＼あるやうでありますけれども、資料によりましては御遠慮をお願いしたいものもあつたが、原則としては研修につきましては別に秘密にする必要もないものと思ひております。

○成瀬権治君 そうすると、まあ重ねてお伺ひしますが、ここで研修する人に渡される資料は、私は秘密のものがあつたけれども、併し普通一般人がそこに行つて參觀するやうな場合につきましては、何ら差支えなく、制限を設けずにやる、こういうやうな趣旨でありますか。

○政府委員(吉河光貞君) その通りであります。

○成瀬権治君 最後に一言法務総裁の御決意を伺うわけですが、例えば早大事件におけるところのああいう指揮者です、その捜査、或いは今申しまし

たように實際情報を集めてはいかん、こういうことを或いは法務総裁の知らんうちにやつたというところは、少なくとも私は總率、指揮に命令に反したことをやつてゐるのだ、そういうやうなことが具体的に實際挙つた場合に、或いは實際証拠上出て来た場合、そういう者に対しては断固たる私は処置をとられる決意を持つべきだと思ひますが、そういう決意があるのかないのか。或いは今までもそういう者について相対的な結論は出ておるだらうと思ひます。それに対しての御決意をこの際承わつて私の質問を終りたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 官吏が不当な行為をいたしました、それが法に触れると申すやうなことになるれば、これは申すまでもなく我々は法規に従つて処罰するつもりであります。

○和田博雄君 法務委員のかたやその他の同僚がいろいろ御質問いたしましたので、成るだけ重複を避けて御質問したいと思ひますが、便宜上……今の成瀬君が指摘されましたに、現に警官がやつてゐる予備的ないろ／＼な思想の調査とかいつたやうな事例ですが、それは法務総裁のほうに命じたことではないということでありまして、それは或いはそうであると思ひますが、今度の法律が通ると二十八條で、この法律の實施に關しては警官と調査官とは情報を交換したり、それから資料を交換しなければならんやうになつておるわけですが、そうすると調査官には本来さういつた強制的な何はなくとも、情報交換のこの形で結局以心伝心、相通じて片一方で調査をやつて、そいつは資料としては調査庁

に持つて来るという結果にどうしてものなるか、どうなんですか。

○政府委員(吉河光貞君) 私から先ずお答えします。公安調査庁は団体規制するために必要な調査をするにつけて情報活動をいたします。そしてその情報に基いて所要の調査をいたします。又犯罪の嫌疑を持ちました場合におきましては、先ほど申しました通り、これを警察官に告発又は通報いたします。警察も又治安維持の第一線機関といたしまして、警備並びに犯罪捜査の職責を負い、その活動をしておるものであります。その職務の遂行上得られる情報なり資料なりにつきまして、関係のある必要なものにつきましては再び私どもでそういうことを新たにやるといふことも考えられるのであります。警察官がさようなものを得た場合におきましてはこれを頂戴する。そして私も独自の立場でそれを検討して判断する。又私どもで得た情報、資料につきましても、これが只今申し上げたような警察官の活動について必要なものと認めるものは、これを警察に提供して自主的に判断検討して頂くというふうな、相互協力の関係で行きたい。情報のことでございますから、これは具体的に証拠を以て立証されたものではございません。従いまして情報それ自体として如何ように確度を判断するか、相反するような情報がありました場合にこれをどういふふうに取り扱うかというふうな情報上の技術もござります。又資料につきましても、その実質的な証明力というものについてどういふふうな判断するかというふうな点もござります。これは飽くまで警察の側におきましては自主的に自己判断願ひ、又頂戴する、私どもの側におきましても自主的にやつて行きたい。これは飽くまで相互の協力の関係で行きたい、かような気持でおる次第でございます。

○和田博雄君 例えお互いに情報交換で、まあ関係の者が寄り集まつて情報の交換をしますね、そのときに犯罪の嫌疑があつたか否かはつきりしてなくても、そういう情報交換をやつたときに、警察官は今度は任意にこれはあやしいという自己の判断で尾行をしたり、変装して家の中に入つて来たたりして、いろいろ資料の収集に取りかかるということがあると考へられるのですが、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(吉河光貞君) 警察といたしましては、私ども警察の部内者でないのでもござりますけれども、警備につきましても、これは事前情報なくしては警備活動は絶対に不可能であらうと考へてゐる次第でございます。犯罪につきましても、従来から犯罪につきましても、これは内偵開込みというふうなものがございまして犯罪者が検挙される、この場合に疑いのないような者にまで疑いをかけている、内偵開込みをするというふうなことは行き過ぎではないか。で、やはり捜査が始まるためには、疑ふべき理由がなければならぬというふうな考へてゐる次第でございますが、これ以上は警察の部門になりま

すので……。

○和田博雄君 まあ話はあとで帰つて来ますが、大筋のことから一つ法務総裁に伺いたいと思ひます。この破壊活動防止法案を必要とする理由がいろいろここに書かれてゐるわけですが、こゝういふ法律が必要だといふ以上は、これはもう皆さんがそれ／＼疑問を持たれる点は、この法律で防止しようとしてゐる危険が非常に緊迫してゐるのであるといふことをやはり政府としてはつきりわからなければいかんのだらうと私は思ひます。ところが成瀬君のこの質問についての特審局長の答弁を聞いておつたわけですが、例えはいろいろ／＼な暴力行為が起るが、それが国際的に関連を持つた一つの組織によるもののごとく疑われるといふことで、断定が……、ここに確信がないといふわけですね。確信がない、こういう状態であるわけですね。そうすると、我々としてはこの法律が通つた場合にどうして規制して行かう、こういうふうな考へて、その緊迫性といふことについてちつとも私どもは納得ができません。こゝういふ法案を通すとされるならば、その点をこそ一番政府としては……、今までのいろいろ／＼な事件その他がたゞくさんあつたわけですが、それについて実態はこうだといふことを、はつきりとした証拠を以てこれはお示しになるべきではないかと私は信じます。その点はどういふふうな法務総裁としてはお考へになつてゐるのであるか、その点からお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) さやうな破壊活動を行ふとする危険がある団体の現存性につきましては御説御尤もであります。我々のほうでは、現在集めました資料を提供いたしまして御判断を願ひたいと、こゝ考へる次第であります。

○和田博雄君 資料は、いろいろ伺つてゐるわけですが、例えは今までで、具体的に言つて、共産党が指導してこれをやつたものではないかといふて事件になつた例もあるわけですが、こゝろが判決を見るに必ずしもその点ではない。全然否定されてゐる部分もある。最近のいろいろ／＼な事件についても、その点についての確証というものが……、併し私は、こゝういふ広く人間の生活の基本に關係するような法律については、私はやはり事實は事實としてはつきりと現わして、そうして政府のほうでもこゝういふ事実だ、これがはつきりとしたものであるといふことを、やつぱり納得の行くように証明をされたい限りは、いつまでたつてもこの法律全体に対する疑いといふものが残つて来るだらう。

それからも一つ、政府のいろいろ／＼な資料を見てみますと、今朝の御説明でも、一方非常にその暴力活動といふものについてのいろいろ／＼な事実を述べられて、而もそれが或る一つの組織と関連のあるといふ点については言葉が濁されておつて、一般の市民を恐怖へ恐怖へとこれは駆り立ててゐると思ふのであります。非常に恐怖感といふものを起させておる。だからこゝういふ恐ろしいことがあるのだからこれを守らなければならぬ、こゝういふ形で法案を進められて来ておるわけですが、併し国民の心理的な恐怖といふものを基礎にしてそうしていろいろな法律を作つて来るということに本

村法務総裁が善意で言論の自由とか或いは結社の自由とか或いは憲法に規定された人権を侵害することはないのだと言われても、この法案の立案の基礎自体が恐怖に基いておる限り、私はそれは避け得ないものじやないかと思ふのです。人権を弾圧したり、人権を蹂躪したりするといふやうな形でこれが運営されて来ることは私は避けられないものだと思ふ。なぜならば、基本において確信がないからだ、恐怖心のみで訴えておるからだ、私はこゝういふように考へるのですが、こゝういふ大きな政策については一体法務総裁としてはどういふふうな考へでこの法案を立案されたのか、そこをこゝろをお答え願ひたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 我々は單なる恐怖心によつてこゝういふ法案を立案したわけではないのです。まだ資料が足らんと申されればいたし方ありませんが、現在の情勢において破壊活動が現実に行われてゐることは御承知の通りであります。その現実に行われたる破壊活動が一連の關係があり、そしてそれが有力な団体組織に行われておる疑いがあるものであります。當局といたしましてはまたその実証を握り得ない。これは遺憾であります。実証を握つていない。これは或いは捜査の不十分かも知れません。併しな

あろうと我々は考えております。繰返して申し上げますが、その破壊活動が如何なる組織によつて行われておるかという点については十分に今実証する段階には行っておりませんが、この点については我々は極力実態をつかみたいと考えております次第であります。

○和田博雄君 組織による指導によつて行つた破壊活動が行われておるといふ実証は当局としてはつかんでおられない、こういうことだと拝聴いたしますが、この法律は左のほうでなくて右のほうも恐らく取締られると思ふのですが、右のほうに關係しても、そういう組織による破壊活動、それが非常に緊迫した情勢にあるのだという点については一体どういうふうにお考えになつておるのでしようか。この資料はただ今で解散を命じた事例だけであつて、事柄の緊迫性という点についてはなんにも実証されてははいないと思ふのです。そうすると、この面については極左のほうと異つてなんにも実証されていないし、非常に影が薄い。そうして来ると、対象は自然に共産党と、まあはつきり言へば共産党ということにどうもなつて来るのだらうと思ふのです。ところが憲法の下では言論、結社の自由が許されておりますから、共産党は天下の公党のわけですから、それについて正面から破壊活動をせよと集中して取締るといふのであればあるだけに、この破壊活動が共産党の例えば組織によるところの指導によるのだという実証が實際なれば、この法律によつて、事實は憲法によつて結社が許されておるにかかわらず、それを結局解散とか何とかいふ形で事實は許されないものにしてしま

まうという結論にこれはどうしてもなつて行くと思ふ。そういう点で憲法をうまくくぐつて先ず第一にそこで破壊活動を防止して行く。この点がこの法案が先ず最初に非常に濫用される危険をそこにもうすではならんでおるといふように私も私は考へるのですが、右のほうについて一体果して然らば右翼団体でそうして憲法に規定したところのあなたの言葉を以てすれば基本的な制度というものを覆して行く、こういうようなものが一体危険がそれほど緊迫したものがあるのかどうか、それについて一つ御説明をお願いしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 右翼の団体についても調査を進めております。併しながら今の段階において、この三條に並んだような内乱を企図したり或いは刑法で規定した騒擾を狙つたりするような破壊的の行動に移るというところまでは行つていないのであります。併しながらこの法案の狙いはどこまでも暴力的破壊活動をなす団体でありまして、それは極左と極右とを問わないのであります。我々の一番心配しているのは、現段階におきましては、いかなる破壊的活動をしておるとは事實でありませう。それに対して又暴を以て暴に報復するといふようなことがあつてはならぬのであります。

極左が動けば又極右が動き、極右が動けば極左が動く、これが互いに力を以て争うといふようなことになりませう。日本の治安といふものは一日も保つことはできないのであります。従ひましてこれは我々将来において必ずや又極右がそういうふうな動きをして来るんじゃないかといふ懸念もなきにしろあらずであるのであります。その点から見ましてもこの法案はどこまでも必要であらうと、こう考へておるのであります。

○和田博雄君 質問を続ける上にちよつと必要だから聞いて置くんですが、第一條の「団体の活動として」といふことはどういふふうな解釈なんですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 団体がその構成によりまして団体の意思を以てきつとせよと、その意思に基いて行動をすることを言ひます。

○和田博雄君 例へば政党内閣で中央執行委員会の決議といふような形をとつたものを言ふのであります。意思としてというものは……

○政府委員(吉河光貞君) 団体によりましていろいろな立て方があると思ふのであります。団体の具体的な内容も千差万別でございまして、機關構成のないような団体もあり得る。又非常に高度に発達した社団として機關構成を持つておるような団体もあり得ると思ひます。併しやしくも共同目的を有する多数人の結合体とある以上は、そこにこれを構成する個人の意思とは独立な団体としての意思を決定する方法が構成員の意思に基いて定められておる。それが規約に定められておるような場合もありませうし、或いは默示の合意によつて定められておる場合もあると思ひますが、かような意味でそういう団体が持つておる意思決定の方法に基いて団体意思が決定されたり、その意思を実現するために役職員なり構成員が行う行為が団体の活動と認められると、かように考へておる次第であります。

○和田博雄君 勿論これは政党内閣に限らず、いろいろな構成の団体を含むものではないことは承知しておるのですが、例へばここに進歩的な人が十人ばかり集まる。規約も何もない。併しそれは今の世の中を見て、どうしても何とかこれは世の中を改革しなきゃならん。言葉は日本再建といふか、革命といふか、知りませんが、そこではいろいろと研究をして、そうしてこの革命などについていろいろな団体の意思決定といふことに自然なるわけですが、寄つて教唆、扇動に該当するやうないろいろな論文を書く。そうするとそれはこの法律でやはり適用になるわけですかね、どうなんですか。

○政府委員(吉河光貞君) 只今御質問の団体が果して研究団体であるか、研究を目的とする団体であるか或いは現実に政治的に日本の再建を目的とするために諸般の社会運動なり政治運動をやることを内容とする団体でありませうか、はつきりいたしません。ともあれさういふ一つの団体が一つの共同の目的の下に結成されまして、その団体の目的を実現するために構成員のかたがたが、こういうことをやろう、ああいうことをやろうと団体意思を決定されまして、その意思に基いて御活動になるとすれば、その御活動は団体の活動と認めざるを得ない、かように考へております。

○和田博雄君 研究団体であるか、行動の団体であるかといふことは、目的が如何に研究と書いてあつても、事柄によるとは、殊にこの認定は調査庁であるとか調査官、なんなりでやるということになつておれば、いつでもそれはすり変えられるのです。ですから、そういうところで非常にあいまい

模範としておるし、殊に文書の所持なんかに至つて来ると、これは境界の引きようがないのじやないかという感じが非常に強いのです。例へばいろいろな限定はあつても、その実現の正当性必要性を主張した文書、こういうものは今日政府のほうから配つて朝鮮人の活動に關する中でいろいろある文書があるのですが、これを持つておるといふことは当然それに入つて来ると私も考へますが、そうするとそうではなくて、例へばラスキーなんかの本に、「現代革命の考察」なんかの中に、若しも今の資本家が今のやうな反動的な政策を續けて行つてさうしてちつとも反省しなければ、暴力革命といふものも必然だろつたといふことを書いてある、暴力革命にならざるを得ないのじやないか、自分は暴力革命を否定しておるのだけれども、暴力革命にならざるを得ないのじやないか、こういうことをまあ書いておるのです。こういう文書を讀んで非常にショックを受けて、非常に扇動的な行為に文書の言つておることがなる場合もある。そういうつたやうなものも、ほとんどん振つて行けば、当然これはひつかつて来ると思ふ。持つておるといふことすら当然ひつかつて来るということにすらなり得ると思ふのであります。そういう点ではこれはどういふやうになるのですかね。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申し上げます。実はそういう点につきましては第三條の概念構成は非常に嚴格に絞つてあるつもりなんです。いろいろ御批判もあることと思ひますが、政府といたしましては單に内乱の必然性を説くといふものは絶対に入らないと

考えております。ここでは日本において現実に内乱が行われること、或いは行うことの必要なこと、又は正当なことを執筆者の意見として主張するということと文書の内容になつておりました、これを現実に日本において内乱が行われたり、行うことを容易ならしめる目的をもつて印刷したり、頒布したり、公然掲示をするという行為が該当すると考えております。

○和田博雄君 勿論日本においてそういう目的をもつて書いた、こう書いてあるのですが、併し客観的な一つの研究のテーマとして革命の問題を取上げてそして非常に客観的に書く、目的はそういう意図はなくても書くというところでも、その文書の與える結果というものは、効果は、それが客観的であればあるだけ、又その書いた人が高邁な識見を持つておればおるほどこれは効果というものは非常に大きなものと言わざるを得ない。目的の如何ということとはこれは一応検察のほうで一応判定しちやうわけなんでしょうから、とにかく一度引張つて調べることは、いつでも疑いがあれば引張つちやうということまでは、やつぱりそこまでは行くでしょうね。

○政府委員(吉河光貞君) 実はこの「目的をもつて」というところが大きな紋りになつておりました、これはやはり主観的な捜査官の認定ではないけなうのでございませう。やはり証拠を以てそういう「目的をもつて」活動した、こういうことをしたということが認定されなければならぬと考えておるわけでありませう。

○和田博雄君 それが認定されなければ、例えば調査も捜査もされないとこ

う解釈してよいのでございませうか。

○政府委員(吉河光貞君) 御承知の通り捜査は客観を以て出発して捜査を行います、かような目的の下に只今御質問のような行為がなされたという十分な客観がなければならぬものと考えております。

○和田博雄君 その問題なんです、実は僕も被害者の一人なんです、何ともそういう目的をもつて行為をやつておらなくても、引張られて調べられれば、これはその目的はもう検察官のほうでは前提にしておるのです。一つの腹に当てはめてしまふのです。だからこそ非常な危険があるのです。これはもうそういう目的じやないといふことは引張られてからわかるんです。間々そうであるんです。併し調べようは目的のあるといふことを前提として調べちやうから、これは結局人権といふものは蹂躪されて来るのです。具体的問題として考えたら、あなたのおつしやるように、証拠だとか何とかいふものとか、証拠自体が一つの目的のために利用されるのですから、だからここに非常に危険な危険なところがあるのだらう、そこでお聞きしておるわけなんです。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。現在の刑事訴訟法の建前になりますと、これは警察官や検察官が勝手に自分で令状を出すわけに行きませうので、これはやはり刑事の判断を受けまして令状をもらひまして逮捕をいたします。かような刑事訴訟法の建前が昔の国防保安法、治安維持法のように警察官がどしどし令状を出してこれを警察として執行せよというふうな建前になつておりません。飽くまで

判事をお願いいたしましたして、その判定によつて令状をもらふというふうな建前になつておるものと考えております。又治安維持法とこの法律の立て方は非常に概念の構成が違ひまして、昔のような拡張解釈とか或いは濫用の虞れは先ずないのではないかと考えておる次第であります。

○和田博雄君 特審局長はそういう説明をまあ一応形式にはされますけれども、法の運用というものはこれはやはり末端がやるので、そういう点はただ善意でそういうことを言われても、それが世の中にはそう通用はしないと私は思ふのです。それから現にこの刑事訴訟法だって、終戦後立派な刑事訴訟法ができて、それが或る点からいへば、改正が叫ばれて来ているやうな、そういう時勢なんですから、都合が悪くなれば刑事訴訟法でもこれはいつときの権力者が改正するかわからない。ですからそういうような事柄はあまり抗弁にはならぬと私は思ふので、その点はまだいろいろ聞きたいことがありますが、次にこの三條の二項に「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するたため、」これに反対するため、といふことはどういふ場合を一体予想されておるのですか。

○政府委員(關之君) 最後のお尋ねの主義であるとか、或いは施策があるわけでありませう。その主義或いは政治上の施策の實現を反対する、そういうものを拒否する、そういうふうな具体的な活動と、こういうものがこれに当るかと思ひます。

○和田博雄君 そうするところとお聞きしたくなるのですが、まあここに大政翼賛が政権を取る、それは非常な右の反動的な政府だと、その政府が自分のかねての主義主張から言つて、どうしてもこれは戦争をやらなければならぬのだ、戦争をやらなければ軍備をして行かなければならぬという政策をどうやら進めて行きます。それに対して労働組合なら労働組合が戦争をやられたのではたまらぬ。一般国民も国はよくよくやちやになつてしまふ、これはよくよくゼネストでこれに対して抗議を申込むべきだと決定をして、ゼネストに入つたとすると、破壊活動防止法でそれが対象になつて、労働組合幹部その他全部これは引張られることになりませうか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問のやうな場合は入らない、該当しないと考えております。それはここに漏つてあります政治上的目的の紋りは主観的要件でありまして、客観的にはやはりここに列挙いたしておりますやうな前述の行為を行わなければならぬといふふうな立てておりますので、主観的要件だけでは該当しないのであります。

○和田博雄君 まあそうだらうと思ふ。ところがストライキをやると、そうすると或る職場でここに該当するやうな事例が例えば一部スパイが入つておつた、そのスパイが行なつた行為の結果非常に大きくなる、でき上るといふことになつて来ると、これはかかつて来ることになりませうか。

○政府委員(吉河光貞君) 団体の規制をいたしたためには、只今申し上げました通りその団体が団体としての意思決定をいたしましたして、その意思決定に

基いて構成員、役職員が行う行為が問題になります。それで一つの団体に異分子が混入して来まして、団体の意思決定とは関係なくいろいろ活動をやりますけれども、それは団体を規制する原因にはならないものと考えております。

○和田博雄君 表面的に見れば団体の行為として如何にもやられていないやうであるが、実際は捲込まれてしまつて、何が何だかわからぬやうな場合で大きな事件になつたといふやうな場合には、どういふ判定を下すのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 団体の意思決定が認められない場合には、団体の規制はかけられない建前になつております。

○和田博雄君 といふことは、団体が形式的にそういうことはやらぬ、そういうことの場合には、例えはそういうことに列挙されておるやうな事例、殊に職務執行妨害をする、初めから執行妨害をやるつもりでストライキをやるといふものは、これは誰だつて表面はこゝういふことをやらぬといふことの建前の意思決定ですね。そうでなければおかしいのです。併し事態はそういう意思決定が含まれていないが、併し意思決定があらかじめ含まれていたかのごとき事態がやはり出て来るのです。その解釈といふものは、やはり解釈する人がこれによれば一方的に人は解釈をする事になつておるのですから最初は……だからどうしても一応この法案が全然適用されない、こゝういふ保障はどうもこの法案から出て来ないやうに私は思ふのですけれども、その点は確かにそういう場合には、問題には全然ならぬこゝういふやうに一体解していいんですか。

○政府委員(吉河光貞君) 労働組合その他今日公然と活動されておられる大衆団体が、かような意思決定をすることは考えられないという御趣旨も含まれておったと思いますが、これに付きましては私も全く同感でございます。併し事態はいろいろ混乱して来まして、その団体に属している構成員が偶発的にいろいろ活動行為をされる、かような行為が団体の活動と認められる危険がありはしないかという点に御指摘になった通りと思うのであります。これこそ公安調査官が証拠を収集いたしまして委員会の御判定を受ける一番大事な点の一つであらうと考えておる次第でございます。

○国務大臣(木村篤太郎君) その点の御懸念は誠に御尤もだと思います。併しどこまでもこの法案の対象になるのは団体の意思決定によつてやるわけであり、結局これはこの意思決定があつたかどうかという点の問題であります。この証拠はこれは調査庁でやらなければならぬ。これはちよつと法律上専門になります。この訴訟上一番むずかしいのは立証責任なんです。この立証責任を負わされておるほうはなかなか事件についてむずかしい立場にあるもので、果して団体の意思決定に基いてそういう行動を起したかどうか、その立証責任は当該団体にあるのではなしに調査庁にあるわけです。ここが非常にこの慎重な点である。そして御承知の通り法の建前としては証拠が十分でないといふれば、いずれの場合においても証拠を提出するほうの側に不利な取扱いを受けるのであります。先

ず五分々々であればさうな証拠なしということにされるのが普通の例であります。どこまでもそこに証拠の立証の責任問題が起つて来るわけであり、今和田委員の仰せになるような心配はなからうかと考えます。

○和田博雄君 私はこれは訴訟手続とかがいろいろなことが非常に重大だと思ひますが、それは法務委員のかたへ、いろいろ御研究になつて質問されておると思ひます。その点はこつちも省いておるわけであり、例えれば政党内閣で、政党内閣があり政策がある、その綱領、政策は暴力主義的なまゝ共産党が暴力主義的な団体とし、何と書かない。堂々たる綱領を、中央部の意思決定はそういう政策、綱領の意思決定であるが、戦略戦術という形で地方の支部でそれ、暴力的な行動が出るという、こつちの暴力的な行動は、これは一体支部の人だけが罰せられて行くのか、共産主義というものは暴力革命を唱える政党であるから、主義であるから、それを主義にしている政党というものは全部解散を命ぜられるということになるのか、そういう点はどういうふうになるのか、その御質問は、団体の支部が本部と関係なく本部の意思に基かずして、支部だけの意思決定に基いてやつた場合とこつちを考へておられます。その場合には本部には関係なくして支部だけがこの法案の対象になるのです。この法案の第三條末項において明らかにしております。

○和田博雄君 いろいろ陰謀とか教唆、扇動について聞きたいことがあるのですが、この罰則のところ、第六章の第三十七條の3ですが、前二項の罪を犯し、未だ暴動にならないうちに自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する、とあるのですが、これは一体悪く解釈すると、これはスパイを奨励するものだと思うのですがどうなのでしょう。

○政府委員(岡原昌男君) この規定は刑法の自首の規定をそのまま受けて参りました規定でございます。もとより刑法の内乱罪につきまして自首の特例扱いをいたしたものは、この犯罪が大きいだけにこれを未前に防止しようというのが一つ、その自首した者に対してその主観的要件を考慮してやろうという二点にあるかと思ひます。その考え方をここに受け継いで参つたものでございます。

○和田博雄君 私はこの法律的な解釈はそう聞きたくないのです。なぜならこの刑法を私も知っておりますからその通りだと思ひます。ところが権力政治の場面において、殊に政治警察というふうなもの、片鱗ができればそれはあらゆる面で私は悪用されるものではないかと思ひます。これは歴史が証明しているのですが、政治警察を正当に使用したものは今までのことではないです。そうなつて来れば仮にヒットラーみたいな自分が勢力を得るためには、国会まで焼くようなことをやつたのですから、そういうことをやつたのですから、何かの政変を一つ弾圧してやろう、或いは労働組合を弾圧してやろうといったような場合にスパイ政策を行なつて、それでこつちのことをやらせる。そうしてスパイは自首する。こういうことになつて来れば、罪はもと／＼原動力であつたものが何ら罰せられず、さうでない人たちが罰せられたり、団体が解散されたりするような結果もないと私は断言できないと思ひます。政府が非常に善意だということを前提にされ、これはもう木村法務総裁は絶対にそういうことではないと、絶対に非常に使われているのですが、併し権力政治のただ中において、非常に国際関係が急迫して来て、それから国内の政治情勢というのですか、不穏になつて来たときに、一つの権力者がこの法案を悪用しないという保障はこれは私はないと思ひます。その点について一体どういふふうにお考えになつておられるか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は一つの勢力、一つの政府ということに念頭に置いておられません。私の心境をいたしましては、今日のこの国内情勢から見て、本當にこつちの法案を作つておかなければ日本の国家はどうなるかと、そういう私は熱情から立案したのであります。決してさうな一つの政府、一つの党派にとらわれてかような法案を立案したわけではありませぬ。従ひまして運用の点については私にはできる限り濫用されないうちに、あらゆる点から絞つてこの法案を作成したわけでありませぬ。で今の御指摘の点は、私も今和田委員のお言葉を聞いて、さういふことがあるのかと疑いを抱いたのであります。私は正直に考へて

おります。こういうものはやはり未然に何して、自由をすれば、これは当然ほかの刑罰法規においてもあるのだから入れておけばいいだろう、こつちを考へておりました。これをスパイに使うおつたという考へは私は想像もしなかつた。さういふことが從來あつたかどうか知りませんが、私の気持ではさういふことは毛頭も考へていない。從來の刑罰法規に照して合せて、かような規定を入れるのが当然じやないかという点で、他意はないのであります。

○和田博雄君 私は過去における我々の経験から言つて、スパイ政治が行われたと思ひます。これも行われる可能性というのはいふまでもない、むしろ必然性さえ私はあると思ひます。法務総裁が個人的な善意というところは私は私も疑ひませぬ。併し私は個人的な善意では私は済まないものであつて、やはり法案の上にいる／＼の国民の基本的な権利が、それから又保護され、さうして社会秩序もやはり維持されて行く保障が必要になつて来るのはさういふ点から出て来ると思ひます。これはさういふ何と云つたつて昔はやはりスパイがあつて、スパイにおどらされた面が相当あつたと思ひます。殊にこつちの法案ができれば、成るほど治安維持法と違つて、団体の変革とかと言つたようなことはもうなくなつてしまつたかも知れませんが、それに変わるべきものはやはり出て来ているのです。例えれば反共ということが国際情勢といつたようなことでこれは出て来ていると思ひます。殊にこつちの法案が必要だといふことは、やはりこれは必要だといふことでこれが出されたのは、これは何と云つたつて今度の調和條約

というものを結んで、そのあとにおける治安ということを考えられたのだと思う。講和條約というものが一つの大きな路線に沿った條約なんです。アメリカとソ連との間の二つの対立というものを前提にして結ばれた條約です。成るほど和議と信頼とうまいことを言つて見ても、それが事実であることは世界各國が認めているのです。その一つの自由國家群の中に編入された日本が、御承知のように、最近殆んどヒステリーのようにウィッチ・ハントをやつてゐる。破壊活動の防止ということについては、いわば神経質我々が見ても神経質過ぎるくらいにやつてゐるのです。その一つの流れが私は日本の場合にもこういう形で出てゐる様に考えられるのです。破壊的な暴力行動というものは、我々は否定します。併し否定しますけれども、それはこういう形でこの法案が出されることは却つて非常な独裁、却つて右翼的の暴力主義というものはどつちかという暗に保護するような形になるのじやないかという気がしますが、私はあのさつき三條の二において指摘しましたように、これは一つの政府の性格が民主的政府でなく、反動的な政府というものができ上つて来る、政府のやろうとしてゐる主義、或いは施策に反対するということとは今特審局長がいろいろ説明されましたが、非常に困難になるということだけは認めざるを得ないと思つております。そうすると批判というものがなくなつて来れば、少しくあふないものを書いてすぐ嫌疑の目を以て見られる。今みたいに、こんなときに、平和を叫び戦争に反対することは一種のダ

ブーミみたいなふうとしてゐるときに、こういうものができてしまえばますます私はその不平は激化して来るといふようにこれは心配するのです。そういう点についてこれは法務総裁とされてももう少しこれは深くお考えを私は願ひたいというのをまあ切に思つておられますが、そういうふうな点について法務総裁は一体どういふうにお考えになつてゐるのか。

○國務大臣(木村篤太郎君) これはもう繰返して申し上げます通りに、現下の破壊的暴力団体は、これは國家の治安の面から見て許すことのできない問題であると考えてゐるのであります。これはいづれの國においてもさうな暴力については十分なる取締り規定があるものであります。ソビエツトにおいても然り、これは反革命法というものにおいてはずきり書いてある。一つの政府を顛覆させるといふような場合においては嚴罰に処せられる。併し我々は一つの政府を顛覆するといふことは狙つていないのであります。憲法の基本原則、これを破壊しようとするような暴力団体を規制して行こう。非常に我々としては絞りに絞つてやつてゐるのであります。決してこの法案の施行において却つて治安が紊れるのじやないかといふような御懸念がある向きもありまゐるが、私はさうじやないと思つております。これはもう差當つての必要最小限度の私は法案であると考へております。かような暴力行為を許す場合においては、これはどうしても今後の民主的平和國家を建設することはできない。深く私はさういふ考えからこの法案の立案に當つたのであります。

○和田博雄君 あと意見の論争になつてもこれは何ですら質問を何しますすが、執行しますが、どの國でもこういう法案があるといふことはこれは私も知つております。併しそれはそれとして、やはり一つのその國のいふんな理由があると思ふのですが、これはさういふように感ずるのです。これがまあ各言論界がみんな心配してゐるやうに、さうして或いはあらゆる人たちが又公述人の意見を聞いて見ても、みんなが思想言論の圧迫になる。さういふ權利といふものが非常になくなつてしまふくらいいふみんな心配してゐるわけですね。で憲法に規定した基本的な制度といふものは何かと言へば、これはやはりその一つは言論結社のこれは自由だと思ふ。これはやはり日本の憲法が規定した基本的なこれは制度だと思ふのです。今まで自由國家群の諸君の言つて来た、アメリカなんかの言つて来たのは、獨裁には反対だ、これは私も反対である。自由ではないからだ、さういふわけですね。リベタイだといふことは盛んに言つた時代、フリーダムといふことは、そのフリーダムを獨裁を否定するところの人たちが……自由といふものを暴力破壊活動防止といふ名の下に自由といふものを非常に制限して無にひとしいやうなものにした場合に、一体獨裁は駄目だと、共產主義は駄目だといふ一番大きな論議を自分で失つてしまふのはないかと思ふのです。自分で自分の墓穴を掘るものではないかと私は思ふ。自由があるからこそ共產主義といふものはいかんのだといふことを今までいつて来た、リベラリストは。自由といふものは非常に貴いものだと思ふ。それ

がさういふ形で言論、結社の自由を形式的にはうまく述べておるやうであります。その裏に多分にあるのであります。それで當局を除いて皆心配してゐる。それで自由がなくなりみんながおびえて正當な言論もしないといふことになつたとき、一体それは直接に、この法案の説明によれば、それほど緊迫してないといふところの破壊活動防止するといふ目的以上に、もつと例えれば角をためて牛を殺すやうに非常に國家に悪影響があるのではないでしようか。今まで治安維持法があつて人間が自由にものを考えることができなかった、あるところまで行くことが國家、私有財産といふものにぶつかつて来る。それで思想、頭の中で考へてくることも自由がなくなつて来たとき、今までも自由がなくなつて来たとき、今までもどれだけ若い優秀な人が入格的に破壊し無駄になつてついで去つてしまつたかといふことを考えると、私はその弊害のほうが出てくる、この法案が出て悪用されればそれこそ又もう一ぺん日本がファツシズムの途をとぼとぼと歩んで行くことにならざるを得ないと思ふのです。再軍備の問題をめぐり、或いは日本の經濟の發展の上にいる、横たわつてゐる障害を思つたときに、政府の意圖されてゐることよりもつと悪いことに対して意圖されてゐることが達成されずに逆の効果が多いいと思ふのです。だから私は最初にさういふ法案を出すなら、緊迫しておつて現実に關連しておつてさういふ程度に取締られるのだといふことがはつきりしなければ、今日推定だけによつて大きなマイナスを持つておる法案をこのまま出されることは、私は木村

君の善意は疑ひませんが社會的なやゝ影響といふ点から見ればもつと考慮する点があると思ひます。併しこれは意見になりますからこれ以上お答えしなくてもよろしくございませう。私はさういふことを非常に心配しながら今日の質問をしたといふことを一つ御了承願ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) その点について、甚だ私も自由を愛する点においては和岡委員に劣らんと思つております。私は常にパンよりも自由を欲するといふ氣持であります。自由なきところにおいてパンがあつても仕方がない。自由の人間であつてこそ初めて人間といわれるのであります。自由のない社會においては私はパンがあつてもこれは人間でないと思つておるのであります。そこでこの法案を我々が作成したときにおいては自由を守らんがためと考へております。今緊迫しておらないではないかといふ話であります。が、成るほど如何なる團體が大きな組織をもつてかような破壊活動を行なつておるかといふ立証の点においては、不十分ながらまだ我々は申上げることができないのであります。併し現実の事実として破壊活動が日々行われておるといふことは、これは目をおおすることはできません。現実にあるのであります。これが一度國際關係を持ち國際的つながりを持つて行かれたときにおいて果して日本の國がどうなるであらうか、それこそ我々は自由を欲するものではないか、これを憂ふるのであります。これが我々は自由を欲するがためにこの法案を作成したゆゑんであります。いろいろこれによつて人權が蹂躪される、殊に言論は圧迫される

んじやないか、こういう仰せでありま
するが、これは無論我々も言論は言論
に対し、出版は出版に対処すべきであ
るという事は毛頭も疑いはないので
あります。共産主義に対しては又思想
を通じての考え方もありましようがそ
れは学者に委ねてよろうと考えてお
ります。併し我々の狙うところはいわ
ゆる共産主義そのものを対象にしてお
るわけでは何もありません。共産主義
大いに研究してよろしい。我々も甚だ
失礼の語であります。唯物史観につ
いては相当教えられるところがありま
す。奥に論理整然たるところにおいて
は頭が下るのであります。併しその
裏においての暴力を以てこの社会を破
壊しようとするところにおいては我々は
断固としてこれは対処しなければいか
ん、そこでありま。そこで言論にお
きまして、この暴力行為を現実に起
そうという意図を持つてやろうという
ことについて我々は対処して行かなけ
ればなりません。その点を我々は憂う
のであります。それ以外のことにつ
きましては我々はどこまでも言論の
自由、これは守るべきであり又守つて
行きたい、こう考えておる次第であ
ります。

○和田博雄君 それは議論は私ほもう
今日はやりませんが、木村総裁は個人
的には善意であるということに解釈し
ておきます。

小さいことですが、ちよつと聞きた
いのですが、三十二條の四項です。こ
の公安調査官が持つて行つた物件の中
で「価値のない物件は」というのがあ
るのですが、その価値というのは、誰
が判定するのですか。どういう意味で
すか。

○政府委員(關之君) これは判定はも
とより公安調査官におきまして判定し
たしまして、廃棄し、保管に不便の物
は公売して代価を保管するということ
に相成るのであります。そこで実は新
しい刑事訴訟法に同様な規定がありま
して検察庁において然るべき措置をい
たしておるのであります。それらの関
係からかようなことをいたしたのであ
ります。これにおいてはさような判定
をいたしまして、勿論行政的な訴訟を
以て争う途は残されておるのでありま
す。勿論これらにつきましても価値の
ない物をやたらに判定することは勿論
不可でありますから準則を設けまし
て慎重を期したい、かように考えてお
る次第であります。

○和田博雄君 これは實際この公安調
査庁は一つの目的をもつてこれは持つ
て来ているわけですから、だからその
調査の目的の上からいって、価値の
ない物ということになるでしょうが、
そうでなくて、これは調査庁にとつて
は価値がなくとも、個人にとつては非
常に価値のある物というものがたくさん
あると思うのです。殊に今までの例を
見ても相当価値のある物が実はどの
に行つてなくなつてしまふのですよ。
例えば僕らなんかも突にちやんと
ノートに書いたものを持つて行かれて
どこに行つたかわからない。ところが
研究とか何とか個人の生活にとつては
非常に重要なものだ、それがただ価値
がないといつて廃棄されたり何かし
て、法律にこういう規定があればもう
救いようがないですよ。そういう点で
一体どういふふうによられるのか、こ
れはその点はどういふふうな解釈に
なるのですか。価値論というのは、私有

財産権をこれは不当に制限するものだ
と思ふのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点は誠
に御尤もな御疑問であります。このた
だ価値のないということは、今お尋ね
のように社会的に見ましてどうもど
うにも利用のしようのないものだ、全く
二東三文のものだという意味の価値の
ないという考えであります。勿論こ
とは二項、三項におきまして還付する
ことが原則でありますから、所有権の
侵害という問題に關連いたしますこと
であります。決してかりそめにも独
断に利用の価値あるものを勝手にそれ
を解釈することはいたさない、又いた
すべからざることであると考えておる
次第であります。(書かなければい
い)と呼ぶ者あり)

○和田博雄君 結局をうすると、捜査
をして証拠書類を持つて行くときのや
り方が悪いと思ふのであります。何で
もかんでも一応持つて来てその中から
選ぶということになると思ふのです。
そうすると、これは非常におかしなこ
とになるのであります。こつていふと
常には立派なことをいわれておるけれ
ども、いろ／＼やはり我々は細かく調
べてみるものとほろ／＼と思ふので
す。こつていふふうによつてちやんと
いふべきは返すというこつてについ
て、これは厳密に守るというこつてに
しては思ふのです。

○政府委員(關之君) この法案におき
ましては強制的に提出せしめると言つ
ておるわけではあります。すべて三
十二條の物件につきましては三十條か
ら以下に書いてありますが、すべて相
手方が任意に提出したものに限定され

ているわけではあります。それでさよう
な物件は三十二條の一、二、三、三
項によりまして返すことが原則になつて
おるのであります。全部返すことが原
則でありまして、その返す場合におき
まして、これは刑罰にもある用語例で
ございまして、今申し上げたよう
な意味合によつて二東三文で殆んど住
所が知れないとかいろ／＼なことでは
返付ができないというふうな事態にお
きまして第四項が働いて来るわけであ
りまして、できるだけ住所が知れます
れば全部返すということが原則になる
わけでありま。

○和田博雄君 住所が知れない場合と
いうようなものが相当あるのですか。

○政府委員(關之君) それはさうい
う場合があり得ると考えられるのであ
ります。

○政府委員(岡原昌男君) なお刑罰に
おける証拠品の取扱につきましての
情を申上げますと大体おわかり願
ふと思ふのであります。刑罰におき
ましては押収捜索いたしまして領置
いたしました場合に、それが証拠的
な価値ある場合と、それから客観
的な価値の面からいまして価値のあ
る場合と、こつていふ。そこでこ
こにある「価値のない物件」と申し
まはすのは、客観的に見まして経済的
価値のないというふうな意味合でござ
いまして、原則として検察庁におき
ましても裁判所におきましても没収以
外の物は返すという建前になっており
ます。ただ例えはよく本のメモ式に書
いた秘密のレボ、二つ三つの文字が書
いてあつたといつたような紙きれ、或
いは刑事訴訟の關係でございまして
手拭のきれはし、下駄のはなといつ

たようなものが現実にございます。そ
のような場合も一応還付の手続とい
うので、社会的に価値があるという場
合には全部はがきを出しまして受取り
来いといふことをいたしますけれど
も、實際には受取りに参りませんので
さような場合には全部廃棄処分を
いたします。そのような取扱にこの場合も
全部ならうかと考えております。

○委員長(小野義夫君) それでは内閣
委員の各位の御質疑は通告のかた
が終りましたが、只今委員長とも御相
談申し上げましたが、内閣委員との連合
は本日をも以て打切ることにした
と思ひます。次は地方行政委員のかたの御発言を
願ひます。

○岡本愛祐君 私が初めに法務総裁に
お尋ねしたいと思つたことは只今和田
君から同様のことをお尋ねになりま
したので省略してもいいのですが、少
し角度を変えてお尋ねしてみたいと思
ひます。

一昨日の法務委員会の公聴会で、
公述人の一人である海野普吉君が、
政府は我が国の治安の現況を故意に又
不当に過大視しているものであつて、
共産主義の破壊行動については政府の
発表を顔面通りにはどうも受取りにく
い。一連の暴行破壊事件があつたこと
は否定はしないけれども、かかる行
為が共産党の指令に基くものであるか
どうか非常に疑わしい。まあ政府は
非常に共産党の暴力革命といふよう
なことを大に言つて言つてゐるのだ、
そうしてこつていふような破壊活動防
止法案といつたようなものを出すのだ
と、こつていふふうな公述をされてお

ます。そこで和田君も質問されて、政府は果してこういう緊急な事態がある、それでこの法案を出すというふうな考えているのかどうかという質問であつたのであります。法務総裁の御答弁は、そういう疑いはあるけれどもこれは疑いの程度だというふうにお答えになつてゐるのですが、果してそうでありませうか、それを先ず伺いたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御承知のように各地に暴力的破壊活動が行われていることはこれは現実の事実であります。それらの点につきましては今總力を挙げまして検察庁において取調べております。ことにメーデーのときのあの様相から考えまして、必ずや背後にこれを指導している者があるのじやないかというふうな観点からそれを今捜査中でありませう。私は疑いは十分にあるというところは申上げるのであります。併し政府の要路者として、はつきりした真証をつかまなくてはさうな組織を以て行われているのであるというやうな断言はこれは慎まなければならんと考へております。併しながら今申上げましたように、全国各所に行われている暴力破壊活動については十分に組織を以て行われているという疑いはかけられるわけでありませう。さうな意味におきまして組織を以てかようなことが行われているということにおいては、将来日本のありかたといつたて、これは是非とも何とか対処しなければならん、こう考へてゐるのであります。法案の狙いは全くそこにあるかと、こう考へております。

○岡本愛祐君 そういたしますと、政府がこの法案を提出される理由は危険をひし／＼感じてゐるから今直ぐ出す

というのではなくて、そういう万一の危険に備へて、そうしてそういうものが起つたときに治安を混乱状態に陥れしめないために予防的にこの法案を出すのだということでおありになるので

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は必ずしも将来だけを考へてとは申しません。現実になさうな組織を以て破壊活動をする団体がある疑いがある、こう申上げるのであります。

○岡本愛祐君 予防的というふうにもお考へになつてゐるのじやないかと思ふのですが、それはこの第一條や又この全体を通して見ますとこの法案の狙いは二つある。一つはそういう破壊活動を団体の活動としてするものを解散してしまふ、それが一つの狙い、又停止をする、取消をするのもありませう。もう一つは今の刑法では、内乱罪を例にとりまして、暴動の準備、陰謀の程度にならなければ取締をすることができません。だからそれでは危険であり、足りないからこの教唆、扇動というものを入れるのだ、又そのほかいろいろの文書等の制限もするのだというところになつてゐると思ふのであります。その点が国民の非常な危険に感ずる点でありまして、立法の目的は団体の規制ということ、それのみならず刑法の足らないところを補う面、これを

出しているということになるのだらうと思ふのであります。そこでこの刑法を補う部分の構成ですが、これは刑法のほうに補つたらいんじやないか、こういう特別立法でやらなくても、刑法の改正ということにしたほうがいいんじゃないか、こういうふうに思ふのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく刑法はこの刑罰の基本法であります。この基本法を容易に手をつけるということは、これはい／＼／＼な観点からよくない。而も本法案におきまして団体規制を行つて、その団体の規制のもとになる一つの活動がある、今岡本委員の仰せになりました教唆、扇動、こういうことになつております。この面から考へましても一つの法案においてこれを織込むのが極めて安当じやないか、こういう観点から刑罰の補正をこの法案においてしたわけでありませう。

○岡本愛祐君 刑法がこれは個人を罰するといひますか、取締る法規である、団体を対象とするものではない、それでこの破壊活動防止法案によつて団体の規制をするのだというところはよくわかつておりますが、併しもう一つの狙いとして、この法案が今申した刑法の補正で、つまり刑法は個人の処罰を対象とする面を持つてゐる、で刑法は基本法だから変えないのだとおつしやいませうが、刑法といへども法律なんであつて、憲法ですら今変えたらいいんじやないかという議論が起つてゐる際でありますから、刑法も変えられな

いことではないけれども、殊に国家の存立に關する大事な問題を刑法では足りないとすることであればやはりそれを改正をして、そして刑法の基本法たる補いをつけなければいんじやないか、こういうふうな思ふのですが、その点どうですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今申上げましたようにこの法案は主として団体を規制すると共に、その団体について行われた刑罰、処刑を補正して行かう

といふことにあるのであります。而もこの法案は刑法から比べますと暫定的な法律であります。私はかような法案の必要のない時期の一日も早く至らんことをいねがうのであります。日本この行政が本當に民主的に文化的に平和的に行われておりますればこの法案の必要はありません。何人がこんな法案を作りますか。私はこの法案を作りますことについて深く思ひをいたし、いねがふるのであります。方、現在の日本の治安の混乱を見て是非とも必要であらうという観点からこの法案を作成したのであります。この法案の必要のない時期の一日も早く至らんことをいねがうのであります。

○岡本愛祐君 刑法がこれは個人を罰するといひますか、取締る法規である、団体を対象とするものではない、それでこの破壊活動防止法案によつて団体の規制をするのだというところはよくわかつておりますが、併しもう一つの狙いとして、この法案が今申した刑法の補正で、つまり刑法は個人の処罰を対象とする面を持つてゐる、で刑法は基本法だから変えないのだとおつしやいませうが、刑法といへども法律なんであつて、憲法ですら今変えたらいいんじやないかという議論が起つてゐる際でありますから、刑法も変えられな

いことではないけれども、殊に国家の存立に關する大事な問題を刑法では足りないとすることであればやはりそれを改正をして、そして刑法の基本法たる補いをつけなければいんじやないか、こういうふうな思ふのですが、その点どうですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今申上げましたようにこの法案は主として団体を規制すると共に、その団体について行われた刑罰、処刑を補正して行かう

○岡本愛祐君 その点がまだその御答弁じや納得できない。もう団体の規制をするのに、つまり解散を命ずるのに刑法の規定では団体が規制できない、その点はわかつてゐるのです。併し刑法の内乱罪とか騒擾罪とか殺人罪とかいろいろのものを拾つて来ましてまだそれでも足りない、それが足りないもので今度はその教唆罪の教唆及び扇動といふものを提出して来た、又文書、図画の印刷、頒布、公然掲示というやうなものも提出してゐる。これは勿論頭にい／＼／＼なことをかぶつておりますが、やはりそれは刑法の足りない部分を補うものじやないか。現在その範圍のことを団体としてやればこれは団体が解散させられる、個人は勿論その刑法に該当して処罰される。こう行くべきではないかと思ふのですが、この解散をするのに伴つてこういうやうな破壊活動防止法案のなかにさういふ刑法の实体規定のような個人的処罰の規定を設けて行くのだというお答えじやどうも私は納得ができません、もう少し詳細に法律的に御説明願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 技術的なその角度から考へますならば、お示しの通りに刑法の一部を改正することも勿論考へられることでありませうし、かような形も勿論考へられるのであります。而もその同じくいづれも法律でございませうからしてその効果においては何ら違ひはないわけですね。従いまして技術的に結局なぜ刑法の改正をしなかつたかという理由ということになるわけであらうと存じます。まあこの従来の例を見ましても、御承知の暴力行為等の処罰に關する法律その他必ず中に組込まれるやうな事例を別の法律できめたやうな例もございませう。公選に於ける罪などのときも現在は公職選挙法の中に入つておりますが、昔は刑法の中にさういふやうなことは入つておりました。結局今法務総裁からお答へ申しましたやうな、これがその国家百年に亘る基本的刑罰法規として今この際きめるといふことであります。これは刑法の改正という問題が出て参りましたけれども、それは只今のような趣旨で總裁が述べましたやうな趣旨から立案されておりますので、事実上の便宜としてこの法案のほうに組入れたということにならうかと

○岡本愛祐君 その点がまだその御答弁じや納得できない。もう団体の規制をするのに、つまり解散を命ずるのに刑法の規定では団体が規制できない、その点はわかつてゐるのです。併し刑法の内乱罪とか騒擾罪とか殺人罪とかいろいろのものを拾つて来ましてまだそれでも足りない、それが足りないもので今度はその教唆罪の教唆及び扇動といふものを提出して来た、又文書、図画の印刷、頒布、公然掲示というやうなものも提出してゐる。これは勿論頭にい／＼／＼なことをかぶつておりますが、やはりそれは刑法の足りない部分を補うものじやないか。現在その範圍のことを団体としてやればこれは団体が解散させられる、個人は勿論その刑法に該当して処罰される。こう行くべきではないかと思ふのですが、この解散をするのに伴つてこういうやうな破壊活動防止法案のなかにさういふ刑法の实体規定のような個人的処罰の規定を設けて行くのだというお答えじやどうも私は納得ができません、もう少し詳細に法律的に御説明願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 技術的なその角度から考へますならば、お示しの通りに刑法の一部を改正することも勿論考へられることでありませうし、かような形も勿論考へられるのであります。而もその同じくいづれも法律でございませうからしてその効果においては何ら違ひはないわけですね。従いまして技術的に結局なぜ刑法の改正をしなかつたかという理由ということになるわけであらうと存じます。まあこの従来の例を見ましても、御承知の暴力行為等の処罰に關する法律その他必ず中に組込まれるやうな事例を別の法律できめたやうな例もございませう。公選に於ける罪などのときも現在は公職選挙法の中に入つておりますが、昔は刑法の中にさういふやうなことは入つておりました。結局今法務総裁からお答へ申しましたやうな、これがその国家百年に亘る基本的刑罰法規として今この際きめるといふことであります。これは刑法の改正という問題が出て参りましたけれども、それは只今のような趣旨で總裁が述べましたやうな趣旨から立案されておりますので、事実上の便宜としてこの法案のほうに組入れたということにならうかと

存じます。

○岡本愛祐君 この立法は臨時的なものである、恒久的なものではない、こ
うおつしやるのですが、まあ団体の解
散というようなことはそう思われるの
ですが、片一方のほうは必ずしもそう
は思えないと私は思うわけであります
。これは併し議論になりますからこ
の点はそういうふうにお聞きいたして
おきます。

それからもう一つこれに関連してお
尋ねたいのですが、若しこの法案のよ
うに決定をいたすことになりましたと
、今までの騒擾事件、例えば皇居前の
メーデーのときのあの騒擾、そういう
ようなものが刑法では個人的に考えて
予備、陰謀というようなことまでは行
かないが、教唆、扇動の程度であるとい
うようなことによつて、その団体の
解散の範囲が広がつて来るというこ
とがあり得るのですが、これができた
ときに直ぐその或る団体の解散とい
うようなことが起るかどうか、その点
をお尋ねしておきたいと思ひます。で、
それはまだ団体活動としてという第一
條のそれに当てはまらないからそれは
できないということになりませんか。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申上
げます。例えば政治目的を以ちまして
騒擾を行う、かようなことが或る特定
の団体の団体活動として行われたとい
たしますと、その団体はこの法案にお
きましては破壊の団体であると認めら
れるわけでありまして、この団体が継続
又は反復して将来更に暴力主義的な破
壊活動を行う明白な危険が立証されま
するならば、その団体について規制が
かけられるわけでございます。又この
本案の実際の運用といたしまして、第

三條に刑法に規定していないような予
備、陰謀、教唆、扇動等の行為を補正
いたしましてこれに所定の罰則をかけ
ております。で、これはこういう行為
が個人として行つたものでありまして、
現下の事態におきましてはこれを取締
らなければならぬ十分なる社会的運
法性と危険性があるという建前に立つ
ているわけでありまして、実際になり
ますと或る団体が団体活動として騒
擾をやろうということを決定いたしま
してすでに武器を集める、予備をやる
というような場合につきましては、そ
の段階において若し事態が把握されま
するならばその団体につきまして規制
をかけることができる、破壊団体とし
て認定することもできるわけでありま
す。又刑事上の取締の面におきまして
も、皇居前広場事件の前夜においてす
でに武器が或る地点に集積されてお
る、明らかにこれは騒擾に使う武器で
あるということが発覚いたしますれば、
その段階においてこれを検挙するこ
とができる、かような運用になるも
のと考へるのであります。

そしてこの法案を立てました根本の
理由は、先ほど来法務総裁からも御説
明いたしました通り、現下の段階にお
きまして内乱というものを實踐課題と
してすでに提唱した団体の存在を疑う
に十分なる理由がある。すでに過去数
年前におきましてはなかつたような問
題、日本において現実に将来において
内乱を實現しよう、このための準備を
進めようということを實踐課題として
すでに提唱したとして、この準備の
ために活動している団体の存在を疑う
理由が十分にあるというところがこの
法案を立案いたしました根拠ではな
か

らうかと考へております。

○岡本愛祐君 少し質問の仕方がまず
かつたのですが、私の言ひますことは
この法案が成立したときにおきまし
て、今までの或る団体の行動その他と
してこの法律にかかつて直ちに解散を
命ぜられるというふうな事態になる
か。それは今までの()の不法行為
が出ております。それは個人として処
罰されるのはこれはわかつております
けれども、個人のほかに団体の解散と
いうものが、この法律案が通ること
によつて、更に大きな事件が起らな
くも解散がなし得るようなことにな
るか。それは団体の活動としてとい
うことが実証がまだできないからとい
うことはできないのか、それをお尋ね
するわけですが。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいた
します。現在又は過去におきましてこ
の法案に規定されておりますような
暴力主義的破壊活動を団体の活動とし
て団体が行なつたという事実が実証さ
れますならば、この法案が成立した
後におきまして、これに継続又は反復
して将来更に暴力主義的破壊活動を行
う虞れがあるということが認められれ
ばこれを規制することができると考へ
ております。この点につきましては
はたどういふ団体がそれでは現在又は
過去におきまして暴力主義的破壊活動
を行なつたかという点につきましては、
目下鋭意調査中でございます。

○岡本愛祐君 それでは次に移りまし
て、この法案が文筆人、学者等に非常
に恐れられておるのは、先ほど言つた
二つの目的のうちの一つのほう、つま
り個人がこの刑法以外に第三條に規定
せられることによつて処罰を受けると

いう点であると思ひます。それでこ
そつて反対をしておるのであります
が、この法案によつて幾分破壊活動
防止ができると思ひます。併しそれと
言論、思想に対する制約の害とがど
ちが大きいのか、この点を我々として
十分考慮をしなければならぬのであ
ります。それでその考慮はこの第二
條を法務総裁が考えられて入れたから
いじやないかとこのうふうなお話で
あります。それは第二條は第二條は
文句のうふうなものでありまして、
当然のことか書いてあるのに過ぎませ
ん。

注意規定であります。そこでそういう
ような虞れを具体的に除く考慮がど
ういふふうな点であります。必要欠
くべからざる範圍を超えてそういう基
本的人権である言論、思想に対する制
約というふうな支障を他に及ぼすこと
がないようにという保障がつけてある
か。第二條じやないのです、第二條以
外におきまして、そうして又言論、文
筆家の恐怖を濃くし、この間も誰かが
公述されたことが、恐怖から自由を
奪うというふうなことがないようにど
ういふふうにしてあるか、その点を具
体的に法文上についてお示しを願ひ
たい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 一応概論
だけ私は申し上げておきたいと思ひま
す。前回申し上げた通りに、いろいろ
の公述人は申されたやうであります
が、私はこれで言論が抑圧されるもの
なんというやうなことをどうして考
えられるか、むしろ私は疑問に思つて
おります。余ほど負けて考えられない限
り。申すまでもなく我々ほどこまでも
言論の自由を認めなくてはならん、こ

れはもう当然のことでありまして。併し
言論といふこともこれは無制限なもの
じやありません。何を言つてもいいの
ということじやありません。おのずか
ら言論といふことも或る種の制限を受
けるのは当然であります。これはいつ
も申し上げるものであります。憲法第十
二條において如何なる権利といふも
これを濫用してはならない、公共のた
めこれを利用する義務を負うというこ
とを規定されておる。この大原則の下
に言論の自由があるものと考へており
ます。無制限に言論の自由があるもの
じやありません。そうしてこの法案で規
制するのは、言論といふことも国家の基
本秩序を乱すことを意図してやるそ
ういふ言論は、これは国家の治安の上
から規制すべきのが当然であるとい
ふことによりまして言論が抑圧され
ると言ふ。それで学者が自分内乱を
扇動したりするやうな言論をしよう
とするであらうか、そういう自由を欲
するのがあるか、私はこう言ひたいの
であります。たゞでもないことではあ
りません。幾ら自由人であり、学者であ
れども、国家の基本秩序を乱すやうな
言論をしていいとお考へになるであ
らうか。どこまでも私は国家の基本秩
序を維持する上においてさういふ危険な
言論というものは或る種の制限を受け
るのは当然であらうと考へておりま
す。何とて申上げました通り、国家の基
本秩序を乱さんとするやうな暴力行為
を扇動したりするやうな言論を規制し
て行くことにあるのであります。普通の
正常な言論はここのう法案の対象とな
るべきものではない。又そういうこと

を規制しようというような意図は毫もないということをご申上げたいのであります。而して第二條の「必要且つ相当な限度」と、こういう文字を使いましたのは、この法案の目的とするところは全く他意はない、全く公共の安全の確保というところが狙いでありまして、その確保の必要限度においてこれをやるということと原則として設けたのであります。「必要且つ相当な」必要であつても客観的に見て妥当な線を越えては相成らん。必要だからといって妥当な線を越えてはならぬ。必要にして且つ相当な限度においてこの法律を施行して行く。この準則をここに定めてあるのであります。さうな意味であります。

正はわかりやすく結構だと思ひます。併しそれでもなお足りない。これにもつと／＼そういう虞れのないように工夫をして基本的人権を保障しなければならぬのではなからうか、こう言うのであります。この口、ハでは表現が足りない、もつと周りにその虞れを除かなければならぬ、こう思ふのです。その点はどうか。

○岡本愛祐君 今の法務総裁の御答弁は答弁にならないのであります。二條のことはもうこれはわかつておる。二條以外において三條で私は用意が足りないと思ふのです。三條の口又は二号なんかについて言葉に用意が足りない。もつとそういう虞れがないようにしなければならぬのじやなからうかというので質問したのであります。法務総裁がおつしやるように文筆家なんかで内乱を扇動する、こういう意図を持つてゐる人は極く少数であらうと思ひます。それなのに挙つて恐れておるといふのは、政府のほうから他意はないと言つて文筆、文章にその人が内乱を扇動しておると言つてひつ／＼だられる虞れがあるからでありまして、だからそういう必要はないのだとおつしやるつても恐れるのは恐れるだけの理由があります。だから第三條第一号の口なんかについては僕は衆議院の修正で口ととてしまして、この修

○岡本愛祐君 今おつしやつた正当性とか、必然性とか、又第二條に返りますけれども、「必要且つ相当な限度」とか、不当に正当な活動を制限するとか、又「これに介入する」とか、さういふふうな認定は誰がするのか、誰がこれが正当であるか、これが必要且つ相当かといふことはこれを認定する

○政府委員(關之若) お答えいたしました。各條文に亘つてお尋ねでございしますが、先づこれを通過しての問題といたしまして、例へば第二條におきまして、その「正当な活動」であるとか、或いは第三條の「正当性」「必要性」といふような言葉はやはり基本的には健全な社会の通念によりましてこれを解釈する、これが一つ、基礎的な問題であると思ふのであります。社会的制約としての言葉の意味するもの、それが先づ基礎に相成るかと思ふのであります。それを逸脱して解釈いたしましたれば、裁判所におきましてさうな解釈はいけぬ、ということになつて違法と相成らうと思ふのであります。さうな社会的な制約としての言葉の持つ正しい意味、健全な社会の通念が解釈の基礎となるのであります。例へば第三條の「正当性」「必要性」これは第一段階におきましてはもとより公安調査官が一応さうな疑いを以て調査いたしましたしてやるわけでありまして、さうしてそれを長官におきましてこれをそれに當るものであると認定いたしますならばこれを委員会に請求するわけでありまして、さうして委員会におきまして又独自の立場におきまして、果してその事実がこの正当性、必要性に當るものであるか否かといふことを認定するわけでありまして、その認定につきまして不服のある団体につきましては裁判所に訴えることができるわけでありまして、結局これは裁判所の司法的な解釈に統一される。結局におきまして、最高裁判所におきまして認定されるものが国家の公権的な解釈の決定的なものにな

る、かようなふうな考へてゐるわけでありまして、この三條につきましては只今御質問があつたのであります。御承知でもございまして、内乱といふやうな重大な国家の運命にもかかわるやうな犯罪が行われ、これが相当大規模な長期の期間を以て推進される、いふやうな非常な近代におきましては世界の歴史が証明しておきます通り、非常に大規模な形態を以て行われるものと考へておるのであります。この内乱がいよいよ準備され、内乱勃発の前夜に至るといふ／＼、行為がそこに現れて参ります。これを意識的に内乱を推進して行く行為につきましては、いふ／＼な準備行為があると思ふのであります。さういふやうな行為につきましては、さういふことを取締の対象とするといふやうな立て方をいたしました、非常に広汎な規定を設けなければならぬやうな立場にもなるのであります。この立案に當りましては飽くまでさういふやうな点につきましては濫用の危険、或いは拡張解釈の危険といふことを警戒いたしまして、刑法の基本的な内乱に関する諸行為を基礎といたしまして、これに刑法上従来使われてゐる教唆或いは扇動、或いは実現を容易ならしめ、その実現の正当性、必要性を主張した文書の印刷頒布とかいふやうな、最も悪質な、最も危険な行為に限つてこれを規定したわけでございます。この実現の正当性又は必要性を主張した文書の印刷頒布といふのは、いふ／＼な形で行われる革命実現のための各種の宣伝行為のうちの最も典型的な、最も危険なものを取上げて規定いたしましたやうな次第でございます。この法條の面につきましては恐らくそれ自体としては濫用の危険は極めて少いとは思ふやうな。実際の問題といたしまして調査官なり捜査官なりがこの規定を運用する場合に、この概念を理解しないで不当に解釈して該当しない者までも疑いをかけてひつ／＼かけるといふやうな実際の面における濫用があるのではなからうかといふやうな点が先般衆議院の御説明にもありました。この点につきましては、この法案に規定されておるやうな第三條の概念につきましては法務総裁におかれましては検事総長を通じて、或いは検務局を通じて検察官に十分に御了解願うのみならず、警察官に対しましては検事を通じ、又私どものほうからも十分にこの普及徹底をさせるといふやうなサインで濫用は十分に戒めて行きたい、かやうに考へておる次第でございます。

○委員(小野義夫君) ちよつと岡本委員に申し上げますが、法務総裁は四時から約東がありまして今退場したいと申出でられておりますが、総裁に対する何かございしますか。

○岡本愛祐君 それでは総裁にお尋ねいたしますが、私は法務総裁の善意を疑ひませんが、この総則ではまだ用意が足りないのじやないか、それで皆が非常に恐れを抱くことになるのであります。まだいふ字句は思ひ当りませんが、今吉河局長が言われたこととて、言つてみれば、この法律の字句は最小限度に解釈をし、決して拡張解釈をしてはならないといふやうな積極的な文句が足りないのじやないですか。さう思ふのであります。これは一例ですが、もつともつと用意を十分

にすべきでないか、これを申上げておきます。法務総裁の御意見を伺つておきます。

委員会でいたしますが、そういうところでも拡張解釈をしてはいかないという新たな規定があれば、最小限度に解釈しなければいかなという規定があればそれだけの心がまえを持つてやります。そういうことがどうしても必要ではないかと私は思うのであります。で、万が一この二條の規定に違反をして「必要且つ相当な限度」以上に越えてこれを濫用した場合、憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限した場合、労働組合その他の団体の正当な活動を制限して又これに介入した場合、こういうときには措置はどうするか、その他の措置をなぜここに明らかにしておかないのであるか。これも積極的の規定が要りやしないか、こう思うのであります。それに対するお答えを。

○国務大臣(木村篤太郎君) この二條の規定は、これは私からいたしましては言わずもがなの規定でありまして、いやしくもこういう法律を施行するに於いて係官が濫用してはならん、これは当然の事理であります。併しなからこの法案の実施につきましては、特に注意を喚起、特に慎重な態度を以て臨むべき、これは充足規定として入れたのであります。従いまして、これに基いてこの法案の実施の任に当る者は、御心配のようなことは昔の時代と違いますから十分に私は防ぎ得るのではないかと、こう考えております。特にこの法案について私がしばしば申しましたように、昔の治安維持法のように警察官吏が自分の独断で以てすぐこれを逮捕したりするようなそんな建前はつていないのであります。どこまでも慎重に、最後の線においては委員会でもこれを決定する、而してその委員会に対して不服があれば、地方裁判所に申出、事件の審理をさせる建前から申しまして、十二分に濫用の点は防ぎ得ているものと、こう私は考えているのであります。

○岡本愛祐君 実は今申しましたように、この総則におきまして、もつと以上のようなおきまり文句でなくこの法律は特に濫用を禁ずる、拡張解釈はしていかんというような積極的な規定をすべきである。それは先ほどお尋ねしましたように、「正当」とか「必要且つ相当」とかいうのは結局裁判を待つてきまゐるのであります、その実差の決定をいたしますのは調査官、又審査

書き替へたほうがいいのじやないかというふうに言つておられるのであります。で、扇動はその結果として実行したことを必要としないのだというふうに御解釈したように思ひます。牧野さんとか瀧川さんの御意見、これはどういふふうにお考えになるのか、又それでは不足であるか、これについて御答弁を願ひます。

○政府委員(岡原昌男君) お尋ねの扇動と教唆の問題でございますが、扇動という言葉は従来法律用語としては使ひ慣れた言葉でございます。判例法的にもほぼ確定した概念でございます。簡単に申上げますと、その定義は不特定又は多数人に対して中正の判断を失わしめるような手段方法を以て、その他人に対して刺激を興え、その刺激を興えて或る者は犯罪の実行を決意せしめ又は或る者に対してはすでに決意したその決意を助長せしめるというふうな意味を有する刺激を興える、かように定義しているようでございます。それで、教唆との関係でございますが、教唆は御承知の通り大体特定人に対して犯罪行為の決意を生ぜしむるという点に意味があるのでございます。ただこれが独立罪として規定されましたことに並べて規定されました場合におきましては、これは国防保安法或いは戦時刑事特別法において見たのでございまして、そういう一つの場合にこの両者の概念が若干異なる面が出て参ることは御指摘の通りであります。そこでただ実際問題として只今申上げた通りその手段方法において違つたものがございます。それからその興える影響におきましても或る意味におきまして、すでに判決をしま

したものに對しては刑法上の從犯的な幫助的の關係に立つたわけでございませう。そしてまた判決の確定しないものに対しては教唆的な影響力を及ぼす、つまりその二つを包含しておるわけでございます。そしてこの扇動と教唆とを區別しておく理由は、さような中正な判断を失わしめるというふうな手段方法が、現下の情勢に鑑みまして非常に人の心を不適当に刺激いたしまして、容易に犯行に駆り立てるといふふうな点に意味があるわけでございませう。それで牧野先生或いは瀧川先生等がこの点についていろいろ公聴会でお話された要旨も、私承わつておりますが、大體昭和五年頃から約十年かかりまして昭和十五年に發表になりました刑法の改正案におきましても、かような年月を通じて在野の學者それから法曹人が慎重に審議を重ねた末の結論でございますが、それにも教唆と扇動を並べて規定してあるような次第でありませう。で、いずれも独立罪として規定してあるようなわけでございまして、概念的には別個のものとして理解しておるわけでありませう。

○岡本愛祐君 そういふ事例は知つておりますが、併しそういうこれまでの書き方とか何とかというところにかかわらず、扇動といふことは非常に恐れられておるのでありますから、こういう法律を作るときには、例えば瀧川さんの言つた扇動、誘惑その他の行為を以て教唆したものといふことにすることです。足りやしないかと私は考えるのであります。それではなぜ悪いか、それではどういふものが實際的に漏れるか、それでは困るかといふことを一つ例示して頂きたい。

○政府委員(岡原昌男君) 大変議論が抽象的になりますので、つまり扇動の興える影響力といふものが、只今申上げた通り或る者に対しては犯意を生ぜしめるもの、或る者に対しては犯意を助長せしめる程度のもの、その後段の助長せしめる程度のものといふものについての概念のダブリがないわけでございます。そこに外れる面が出て参るわけでございます。

それからもう一つは相手方の特定、不特定の二つの大きな要素と考えられておるのでございませう。さような点において扇動で賄わなければならぬ面が出て来るのではないだろうか。この概念が簡単に、或いは完全に合致しておりますれば、或いは完全に一方が他を包攝しておりますれば、これは問題がないわけでございませう。ところが或る点において外れ、或る点においてダブるといふ点でこの存在理由があるわけでございます。

○岡本愛祐君 多少そういうふうによれがでますが、そのずれのできた分ぐらいいいでもよいのではないかと私は言うのです。でその扇動、誘惑その他の行為において教唆したものと、こ

う言へば、その程度のことを取上げれば、そのずれのできた分はどうでもいいじやないかと、そういうふうには思ひますが、その点でどうしても困るといふ意見を言つてもいい。

○政府委員(岡原昌男君) もう少し具体的に申上げますと、例えば或る文書、内容的にはこの三條の一号のハに該当するような文書を、すこぶる広範囲にまいたというふうな場合におきましては、その相手方に徹底しない、併しその影響力たるやすこぶる大きい、

而も悪質の影響を及ぼすというふうな場合があり得るわけでございます。さうな扇動行為につきましてもは教唆を以て律することができませんので、これをここに拾つておく次第であります。

○岡本愛祐君 併しそのハの例を引かれますがハは別なんです。ハは別にたつておるのであつて例にならない。これはハのほうは「この号に規定する行為の実現を容易ならしめるため」というのが頭にかぶせてありますから、それは例にならない。

○政府委員(岡原昌男君) 申訳ありません。今のはちよつと口とへと私のほうの議案が修正になりましたのであれですが、この今の口のほうにおいて、その内容的にハに規定する行為、さういうふうなもの、扇動行為を文書においてやつた場合と、これが先ほど申し上げたものでございます。

○岡本愛祐君 それでは先へ進みます。これも問題になつたのですが、内乱の予備、陰謀を扇動するというのとは、さういふことであるか、又内乱の予備、陰謀を教唆というのとはどういふことであるか、これは殊に教唆にすれば、單なる予備、陰謀の中に入るのではないかと、さういふ疑問があるわけですが、それはどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えします。この現実には大きな武装反乱が全国的に行われるという事態を想定いたしますと、いよいよ「武装暴起して反乱が勃発する」という前には、これをやるための各種の準備が相当規模に亘つて行われるのであります。この準備が熟さなければ決してさう指導的団体は手を挙げません。十分なる準備を盡したと

きにいよいよ「擲声をかける」というふうな次第でありまして、いよいよ「暴起する」前段階におきましては、この準備のために武器を収集する、或いは資金を集めるとか、各種の態勢を建てるとかいふ、さういふ準備がなされる。又

陰謀にしましては、これはロシア革命の例を引くのはございせんが、職工、工場において内乱のためのミーチングを開くということが全土に亘つて広汎に宣伝、扇動されます。さうして多くの労働大衆を巻き立てたてて、さういふような事態に捲き込んで行つた。こ

こでさういふ時代の社会的な移行性と危険性に着眼いたしまして、これを独立罪として刑法においては規定いたしてあるわけでございます。従いまし

てこの内容は実行行為でございます。従いましめて当然に刑法一般の共犯例の適用はあります。これを教唆すれば当然予備罪の教唆が成立する、予備罪という実行行為を実行すれば、

それを教唆した者に當り予備罪に従えば処断されなければならない立場になるのであります。その行為の危険性に着眼いたしまして特にこれを独立罪として教唆を規定したと同じような建前から共犯例にはございせんが、扇動という行為の内容危険性に着眼いたしまして、これをやはり独立罪と規定いたしたのであります。極めて大きな規模に亘りまして相当な期間に亘つて多種多様の形態がこの場合においては行われるのではないかと考へるような次第でございます。

か、かぶせることが教唆とか扇動ではおかしいのか、又それでは困るのか、それをお伺いしたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申し上げます。この刑法上の用語として教唆、扇動をこへ使つておるのであります。が、これは行為でございます。教唆、扇動行為をする者や扇動行為をする者は当然その教唆又は扇動することにつきまして十分なる意思を持たなければ刑法上の行為にはならない、さういふ建前から教唆する者は他人をして犯罪実行の決意を生ぜしめるに足る行為をするんだという意思がありましてさういふ行為をする、或いは例へば扇動行為につきましても、只今検務局長から御説明申し上げました通りのような行為をするんだという意思があるわけでございます。ところがハのほうはこれは立

てかたが文書の印刷、頒布、公然掲示というふうな立てかたをしておりまして、これを若し頭をさしほらずに書きますと、商売でやる印刷屋さんまでが引つかかる、或いは全然さういふ意思のない学究的なかた々までがかかるというふうなことを、研究資料にさういふようなものを印刷した場合、さういふようなものが刑法の正当行為とか職務行為の適用を受けない場合におきましてはかかる虞れがある、あくまで主観的に内乱の実現を容易ならしめる目的を以てやるしほりはどうしても必要だといふわけでございます。

○岡本愛祐君 私ハの「容易ならしめるため」というのを取れというのではないのであつてこれでも言葉は足らんとするんです。もつと言葉をかぶせなければいかならうと思ふんです

が、それと同様に教唆、扇動には、その「行為の実現を容易ならしめる」ということは当然含んであるのだといふことはわかりますが、その頭にそれをかぶせるとかかぶせないとは世人に與える不安、感じというものは非常に違ふ、だから無駄でも二條におきまり文句があつてさうして緩和してあると同じ調子にそこにも非常に緩和に当然のものをかぶせたほうがいいのじやないか、さういふふうにおもうのであります。その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 立法技術上の問題として大變御参考になる御意見を拜聴いたしました。よく研究することにいたします。

○岡本愛祐君 次にこのハのほうは扇動の程度でなくとも「その実現の正当性又は必要性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、公然掲示し、又は云々」とさういふふうにあるのですが、これに限つて扇動の程度でなくとも罰するというのは、さういふ理由であるか。扇動というものは、文書によつて扇動の程度にならなくてもこれを罰するものであるか、それを承わりたい。余り酷じやないかといふのであります。で思想、学問を非常に取締るといふことになりやしないか。

○政府委員(吉河光貞君) ロとハの關係についての御質問であります。先ほど御説明いたしました通り、ハは宣傳行為の最も極端な類型をとらえて規定いたしました。普通に宣伝、扇動といふような活動が、大衆運動の有力な手段として行われることは御承知の通りと思ふのであります。こ

律的にこれを規定いたしました。ロにおきましては、教唆、扇動、それからハにおきましては、その宣傳行為のうち最も極端な類型をとらえて規定したような次第でございます。これは決して一般の研究とかいふようなものに觸れる概念ではないと考へておる次第でございます。

○岡本愛祐君 お考へ方はわかりました。さういふ考へ方を文字にはつきり現わすように私書かなければいけません。さういふ主張をしておるのであります。

さて次に移りますが、ラジオ放送でいろ／＼なことを言う、それは非常に極端だといふ場合はロのほうにも當るでしようし、又ハのほうにも當るやうに思ふのですが、どう考へたらいいんですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申し上げます。抽象的な理論の問題といたしましては、それが扇動行為の内容をなす場合には扇動になるものと思ひます。だが電波法ではもうすでに禁止しております。暴力を以て日本国憲法又はその下に成立した政府を顛覆するやうなラジオ放送をいたすと懲役になることになつております。でこの規定を待たずに非常に重い刑を受けることになつております。

○岡本愛祐君 併しさういふふうな団体があつたときには、この二号のほうに……

○政府委員(吉河光貞君) 勿論団体がありまして、私設の電波などといういろ／＼する場合もあると思ふのであります。が、電波法百七條によりまして、御承知と思ひますが、「無線設備又は第百條第一項第一号の通信設備によつて日本

国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を發した者は、五年以下の懲役又は禁錮に處する。かように規定してあるのであるが、団体として扇動行為としてかようなことをやり出した場合には、当然その団体が規制の対象になるものと考へておきます。

○岡本愛祐君 そうすると、二のほうにそれを挙げないとひようそくが合わない、二のほうで挙げないとひようそくが合わないというところはありませうか、電波法の何條に規定する行為というものを挙げないと。この「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する」電波法のその條項に觸れた中で、これは二のほうへ入れなければならぬということになりませんか。

○政府委員(關之君) お尋ねの御疑問の点は御尤も思ふのであります。その点が、私どもとしては、このハの今の問題は、文書だけの形において一応とどめるのが現下の事態に妥当ではないか、かように考へておる次第であります。

○岡本愛祐君 どうもその点納得できませんが、又私も研究することにいたします。

それから次にこの二の書き方ですが、この書き方は非常に人を誤ると思ふのです。我々研究しておりますときに、誤る人のほうが多いのです。私どもはよくわかつておるのですが非常に誤る人が多い。この規定によつて、政治上の主義、施策を推進し支持する行為のほうへずと伸びて行くというふうに解釈する人が多いのであります。不安が多いのであります。これ

はむしろ字句の問題ですが、左記に掲げる行為の一によつて政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」というふうに書いてあるが、はつきりすると思ふのです。どうですか、法制意見長官。

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉ではございますけれども、実は政治上の主義、施策を推進する手段と申しますと、これはたくさんあるわけでございます。ここに挙つておるイロハのものもその手段でございまして、けれどもほかにもあるわけでありまして、従いましてまあ自然な考え方からいたしますならば、こういう推進の手段として、このたくさんある中で悪い行為をやつたというふうな形のほうが自然じやないかと考へただけであります。

○岡本愛祐君 どうもその結果非常に誤る人が多いのです。私は反対に書いてはつきりする、この行為の中でこれだけのもの、こう書けば誤るかたが少いと思ふのです。これは私の議論ですからそれくらいにとめておきます。牧野先生は「これに反対するため」とか又ハの「実現を容易ならしめるため」というのは「する目的をもつて」

「ならしめる目的をもつて」としたほうがいいのじやないかと思ふのです。私どもそのほうがいいと思ふのです。ただ口ではあつたが目的が出て来ますから書きにくくてこうなつたと思ふのです。この点は「目的をもつて」という意味であるかどうか、承つておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 全く御推測で恐れ入りますが、その通りでございます。

○岡本愛祐君 それでは次に移ります。第三條の第二号のりでありましたがこれもなか／＼問題の多い條文であります。それで「檢察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者」これはどういふ者を予定されておるか承つておきたい。

○政府委員(關之君) この「檢察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者」は何かというお尋ねであります。これは檢察につきましては檢察事務官、そして又警察につきましては、応援のために出動した警察学校の生徒で新任の警察職員となつた者、かような者がこの「補助する者」に該当するものであると考へておるわけでありまして。

○岡本愛祐君 その二つだけですか。それからついでに承りますが、「凶器又は毒劇物を携へ」とありますが、凶器の範圍、毒劇物の範圍、これを明確にしておいて頂きたい。それからこの携へておることがこのリ号の必須條件であるか、携へていなければこれにかからないのか、その点を承つておきたい。

○政府委員(關之君) 先ず凶器であります。凶器とはこれです。判例がたび／＼判示しておるところであります。それによりますと、人の身体に危険な器具を意味し、その構造又は性質上人の身体を傷害すべき器物はすべてこれに包含するのであつて、特に殺傷用に供せられると否とこれを問ふ必要はない、こういうふうな判例がなつておるわけでありまして。この判例は申すまでもなく今日までも一応大審院の判例、又従つて最高裁判所の判例となつておるわけでありするから、こ

の本法にいう凶器もこの意味に解釈すべきものだと思へてゐるのであります。そうして毒劇物とは硫酸であるとか塩酸であるとか硝酸であるとか或いは黄燐のごときものが具体的な例であります。要するに人の身体に接觸又は吸飲をされることによつて人の身体に障害を與える物というふうなものがこれに當るのであります。なおこれは毒劇物という一つの觀念でありましてこれにつきましては昭和二十五年法律三百三十三号、毒物及び劇物取締法というものがございましてその別表がすべてに當るとも考へられませんが、要するにその概念の意味するところは接觸又は吸飲等によつて人の身体に障害を與えるものと思へてゐるわけでありまして。

○政府委員(關之君) 自動車に対する暴行は百八條、百九條にも当りませんから、こういう事態はこの中において掲げていないのであります。

○岡本愛祐君 それから三條の第二項に移りますが、この団体の定義ですが、これは非常に広すぎやしないかという非難も公聴会で非常に多い。なんかこれももう少し限定したいやうな気がするのですが限定はできないものであるか、あなたがたの考へ方としては非常に差支えが起るのであるか、それを伺いたい。

○政府委員(關之君) お尋ねのこの団体の定義であります。これはここにかような団体の定義を挙げましたのは單なる群衆と區別するため、人の單純なる集合から區別するという意味合におきまして、かように個人を離れてそこに特定の共同目的を達成するため多數人の継続的な結合体、かような意味合の結合体をこの法律にいう団体と考へたのであります。そこでこの団体の内容のしほり方でありまして、これにつきましては、この法案の考へるかかる暴力的破壊活動というこれは事實上の活動なのであります。その活動をなすといういろ／＼の具体的な問題を考へたしまして……これ以外に方法がないというふうな考へていた次第であります。

をかぶせて仕込まれたのは極めて危険である。仕込まれたものは非常に危険です。こん棒は判例から入るものと考へております。

○岡本愛祐君 メーデー事件で自動車を焼つけた、それも組織的に焼つけたというのは、この二のほうに當てはまらないと思ふのですがどうですか。

○政府委員(關之君) 自動車に対する暴行は百八條、百九條にも当りませんから、こういう事態はこの中において掲げていないのであります。

○岡本愛祐君 それから三條の第二項に移りますが、この団体の定義ですが、これは非常に広すぎやしないかという非難も公聴会で非常に多い。なんかこれももう少し限定したいやうな気がするのですが限定はできないものであるか、あなたがたの考へ方としては非常に差支えが起るのであるか、それを伺いたい。

○岡本愛祐君 これは私も非常に何とかしなければいかならうと考えておるのであります。まだ私も考えがつかないのであります。御意見だけ承わつておきます。

それからの法律は日本における外国人の団体にも適用があると思うのです。その点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申し上げます。この団体規制は日本国内における外国人の団体にも当然適用あるものと考えております。

○岡本愛祐君 その法律上の理由はどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) 日本の国内におきまして外国人の団体といえども行政権の作用をいたしまして、その危険を事前に防止することは妥当であると考えております。

○岡本愛祐君 その点は法制上の疑問は私まだ消えていないのですが、大丈夫ですね。

○政府委員(佐藤達夫君) 今お答え申した通りと考えております。

○岡本愛祐君 最近に蒲田の事件とか、メーデー事件とか、東大事件、早大事件いろいろ起りましたが、これは第三條の二項にまあ該当するものと該当しないものがありますが、どれが該当してどれが該当しないかを承わつておきたい。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問は現実に起きた事件についてでありまして、目下東京地方検察庁並びに警視庁で調査中でありまして、御質問の点を検討いたしました後日お答えしたいと思います。○岡本愛祐君 共産党の掲示板というのが所々方々にあります。人のよく目

につくところにある。あそこでもいろいろ我々から見れば過激なことが書いてある。あれはこの三條の第一号の口にあたるものがあると思うのですが、どうでしょうか。

○政府委員(吉河光貞君) 内容は別といたしまして、形の上におきましては文書、図画の公然掲示に該当する場合があると考えております。

○岡本愛祐君 これは前に法務委員会でもここにおられる吉田さんがいろいろ御質問になつたようですが、私もはつきりしておいて頂きたいのですが、その結論を聞いておりませんか。天皇制の廃止とかそれを主張することは朝憲案に即ち国家組織を破壊するものである。従つて暴力的破壊活動となるのである。どうかというその点を伺つておきたい。どういふふうにお答えになつたか。

○政府委員(吉河光貞君) 憲法改正の方向によりまして天皇制の廃止を唱えるということは勿論この法案とは関係のないことであると考えております。

併し天皇制は国会制度それから内閣制度と並びましてやはり国家統治の基本組織の一つである。これは日本国憲法の定めておられるところである。かように考えております。従いましてこれを不法に破壊せんとする暴動を起す場合におきましては内乱罪に該当すると考えております。

○岡本愛祐君 この二十六條、二十七條、二十八條、二十九條、その問題で、地方行政のほうとして承わつておきたいのですが、この公安調査官と司法警察官、それから検察官との関係であります。ここにいろいろ書いてあるのですが、結局公安調査官は調査はで

きる、強制的調査はできないが、つまり拒まれれば入れないということに、これでなるといふふうになし説明に書いてあつたと思ひます。そこでそれじや調査ができないのですが、どうするのですか、大体拒むでしよう、誰でも。

○政府委員(吉河光貞君) 全部が全部拒絶するとも限らないかと考えます。飽くまでも任意の調査を基礎としたしまして所定の証拠の収集に進みたい。更に検察官、司法警察官が、その職務行為によつて収集された証拠品、その他の資料につきましては、これを拜見されて頂くという建前をとおしております。

○岡本愛祐君 二十九條で、「司法警察官が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行つた押収、捜索及び検証に立ち會ふことができる」といふふうになつておりますが、恐らく調査ができないければ公安調査官は、司法警察官とか検察官のほうに行つて、そうして押収、捜索、検証といふふうなことになる。来るだろうと思ふのですが、そういうふうな関係を若し調査ができないればどうするか、どういふふうな手続をすればできるか、その点を御説明して頂きたい。

○政府委員(關之君) この法案の建前といたしましては、公安調査官はすべて任意の調査によつて行くと、こういうことに相成つておるわけでありまして、それでこれは刑事訴訟法によりましてすでに御承知のことと思ふのであります。公安調査官が一応任意に皆様の御協力によりまして得た任意の調査によつて、そこに暴力主義的破壊活動なる犯罪があると、かように思ひ

たしますれば検察官或いは警察官職員に對しまして告発をいたすわけであり。告発をいたしますと、検察官又は警察官職員におきましては、その自主的な判断によりまして、或いは任意の調査又は強制的調査を実施して行くと思ふのであります。で、さうな場合にこの二十九條が動いて参りました。警察職員との了解の下にその警察職員のみならず、捜索、検証等に立ち會ふことに相成るのであります。そこで、これは例えば、お尋ねの中に公安調査官のほうで強制的調査をなすことをあるかといふような問題があるかと思ふのであります。公安調査官としてはもとよりさうなことを請求することとはできないのであります。その事件につきまして強制的調査をなすや否やは、一に警察官の独自の判断とその責任において行われるべきであると思ふのであります。これに對しましてその了解の下に立ち會ふということに相成ると思ふのであります。

○岡本愛祐君 そこでこの司法警察官が行つた押収とか捜索、これはもとより憲法三十五條に基くものでしょう。つまり「正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されぬ」と書いてありますが、この規定で簡単にやれるんじやないですか、その点はどうですか。

○政府委員(關之君) この司法警察官がなす押収、捜索及び検証はもとより刑事訴訟法に基く裁判所の令状に基いて行つものである。それに對して「立ち會ふ」といふような規定を設け

ましたのは、公安調査官は要するに団体規制に對する証拠資料を収集しなければならぬのであります。それで証拠資料は要するにそれをどういふふうなる価値判断するかということが問題になるわけでありまして、そこで實際その証拠がどうあつたか或いは収集する現狀がどうあつたかといふような点について調査官が実感を持つということが非常に必要なことになつて思ふのであります。そこでこの立ち會ひの趣旨とするところは専ら調査官がその証拠品はどこに於て、捜索した場所、検証した場所がどういふ実狀にあつたかといふことを調査官として一人或いは二人の者がそれだけの實感を持つて価値判断をするといふことが証拠資料収集上必要であると考えてまして、かような規定を置いてある次第であります。

○岡本愛祐君 その公安調査官に對しては証拠を提供してこの關係人がいろいろ異議の申立とかいふ／＼なすことができるようでありまして、公安審査委員会に對してはそれができないやうに規定をしたのはどういふ理由ですか。公安審査委員会に對しても利害關係人が出頭して証拠をい／＼やるといふ途を開くのが當然であると思ひますが、なぜそうしてないのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につきましてはこれはこの団体規制という行政処分に対する一つの基本的な考え方に関連する問題と存するものであります。この法案の立て方におきましては団体規制という処分は政府が責任をもつて行つ一つの行政処分である。それはこの法案におきましては公安調査官長官が全責任をもつて一切の証拠を集めて立証をする、そういう責任を調査

庁長官が持つわけであり、一切の証憑を自分が集めておいてそれによつて立証して、団体の規制を行う。かような立て方をしていくわけであり、そこでこの十條以下の手続におきまして、その規制というものは、行政的な処分を行うに当りましては、相手方団体に十分な弁解意見を述べる機会を與へること、而も弁解意見を述べる機会が公正に行われる、かようなことが憲法上行政処分を行う上に要件かと存するのでありますので、十條以下におきまして相手方団体に期日を通知し、出頭して意見弁解をなす機会を與へ、更に立会人を選任させ、更に手続の証憑を全部相手方に渡しましてそれに対する意見弁解を十分にいたさせ、かように手を盡しまして一切調査庁長官において手の内を向うに見せるわけであり、さような慎重さをもちましてこの手続を進めていくわけであり、そうしてさつき申しましたごとくに、この処分は行政処分であつて公安調査庁長官が全部責任を持つて一切の証憑を集めて立証する。こういう立て方をしていくわけであり、かような第十條以下の規定によつて十分慎重な手続をとつて証憑をそこに集めて相手方の利益の擁護に對しましては殆んど遺憾なき程度の手を盡しているわけであり、

る証憑がそこに提出されて長官が全責任を持つてやつて行くのでありますからそれだけの手当で十分ではないか。特に委員会におきましてはこの衆議院の改正によりまして審査の結果に基いて事件を審査いたすのであります。その審査のため必要な取調をすることができるよう相成つておりまして、調査庁長官及び当該団体から提出した各種の文書につきましてその審査を十分にすると、その真相の調査にあやまちなきを期するために、十分な措置をとり調べをなし得るといふ余地ができたのであります。その点は十分かと思ふのであります。

なおこれらの調査庁長官の立証に十分でない下りありますならば委員会は当然これはもう却下する。そういう調査庁長官の請求は認められないというて却下いたすことに相成るわけであり、そこでさようなことでありますからして相手方が不利益を受けるというやうなことはなからうかと思ふのであります。かような趣旨によりまして委員会の調査の範囲につきましてはこの程度の規定を設けた次第であります。

○岡本愛祐君 まだ承りたいことがございまして、時間がたちましたし大体このくらいにしておきたいと思ひます。

最後に意見局長官が見えましたから、先ほどお尋ねしたこの天皇制の廃止の主張と、第三條第一号との関係、つまり朝憲案即ち国家組織を破壊する者、又は憲法に認められた基本制度の破壊をする者といふことになるかならないか、それを承つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 問題の要点

は、結局内乱罪における朝憲案乱云々といふことにそれが該当するかといふことでございまして、判例等にも私どももいたしましては、判例等にもございまして、国家統治の基本組織の変更といふことが朝憲案と考へておられますからして、憲法自体で統治関係の機関として上つております天皇制度といふやうなものを破壊しようといふことは、国会制度を破壊しようといふのと同じくこの内乱罪の朝憲案に該当するかと考へております。

○内村清次君 ちよつと一点。先ほど岡本委員の御質問に吉河特審局長官が答えられました内乱企圖の疑いが十分あると、こういう答弁がありました。すね、私はこの点は相当重要だと思ふのですが、それからその後の御答弁に内乱といふものは、これはその相当準備もいるだろうと、その組織の準備や或いは又それに要するところのいろいろの問題について相当準備が要するだろうからして、そういう準備に對してこれが或いは濫用になるやうなことがあつてはいかないから、その点は十分運用の面において注意しなくてはならぬといふやうな答弁が又あつてはつきりですね。これはもう速記録にはつきり出ています。まだ内乱の企圖の疑いといふことでそこは濁してはいるのですけれども、この内乱の範囲と、私がまあ聞かうとする内乱のいわゆる範囲ですね。内乱といふは即ち朝憲案の或いはは政府を顛覆するのだとか、或いは又暴力行為を以て、而もその暴力行為といふものが全国一斉に起るやうな、大規模の問題であるかどうかのその内乱の範囲、これと、それからその後まあ今日提示されております、又御説明が

ありましたこの暴力事件の類案といふやうなこの資料に基く説明といふものは、これはやはり要するに内乱の疑いがあるといふことに關連した唯一の資料としての委員会に對する認識を新たにすることを、或いは説明であるか、この点の二つを一つ説明しておいで頂きたい。

○委員長(小野義夫君) ちよつと失礼ですが、これはよほど重要でもあり、ちよつと答弁も長いと思ふのですが、これは法務委員会によくもう一遍今の御質問をして、法務委員会でも御答弁願うようにして、今日は一応この辺で……。

○内村清次君 これは実は今日は折角地方行政のかたがとが合同で審査するわけですね。そうするとあの点に再質問がないとすれば、やはり特審局長の答弁そのものを認識されて、もう恐らくお帰りのなるだろう、こういう機会が又あるかといふことは疑わしいのですから明確にしておかんとどうも私たちが思つたわけですが、そのときに直ぐ関連質問でお尋ねしたいと思ひましたけれども、やはりそこは質問の終了後として待つておつたわけですから、さようなことで時が變つて来ると、その態度といふものがどうも薄らいで来ちやいかないと、こう思つて答弁したやうな次第ですけれども、併し委員長長の御配慮もありますから、この答弁は又後刻一つ。

○伊藤修君 これはそういう意味で行きますと、各連合委員会の委員諸君がお尋ねになつたことに對して、政府委員の御答弁は我々として満足いかなないものがたくさんあるのです。それでそ

の結論を明らかにしておかなければならぬものが多々あると思ふのです。それはやはり法務委員会において質すことにして、この場合においてはやはり各委員の御質問を述べられ、或いは本来ならばお立ち会ひなつて結論を明らかにして行きたいと思ひますけれども、そうする非常に長くなると思ふのですが、岡本さんの御質問の場合でも二、三点は多少私控えておりますので、重ねて質問があつて岡本さん御自身御満足になつてと思ひますけれども、仮に御満足になつてと思ふとすれば間違つた点が多いと思ふのです。

○岡本愛祐君 一時間という約束だつたもので、時間が無いのですから突込めなかつた。

○伊藤修君 御無理はないです。

○岡本愛祐君 気がせいちやつたわけですが、突込めなかつたわけですが。

○伊藤修君 我々が質問いたしましたらその速記録を御覽下さつて十分御配慮願ひたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) それじや伊藤委員の提案もありましたからこの程度にて今日は散会いたします。

午後四時四十九分散会

昭和二十七年六月十七日印刷

昭和二十七年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁